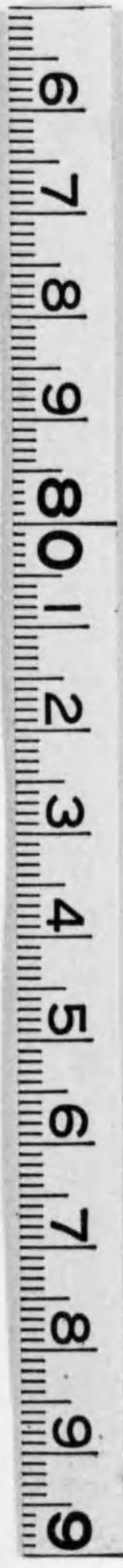


679
1200500750668

679-Y86-2ウ
1200500750668

事故本
'ア10-ジ"
P249.250
ページ-部欠損
A97.98
音読み多数
'98.2.10

〇
複写



始



K27R-26

~~375-26~~
679
Y86
2(5)



商學士吉田良三著

會計學

東京同文館藏版

大正
13. 2. 4
購求

自序

凡そ企業の精神は常に會計を中心として活動するものにして、殊に輓近商工業の發達は會計をして企業の經營上益々重要な地位を占めしむるに至れり。而して斯く企業の發達するに伴ひ資本の増大と經營の大規模と固定資産の激増とは各種企業の會計をして極めて複雑ならしめ、是等會計を整理するには單に記帳計算法を説く普通の簿記に通ずるのみにては不充分にして一面整理其者に付一層組織的研究を要するに至れり。會計學とは會計整理に關する諸種の根本問題を専ら規律的

組織的に研究するものにして、恰も國家財政に於ける公財政學に對し民間企業會計に於ける私財政學とも稱すべくして然も財政學よりは一層實際的性質を有するものなり。故に向後の企業經營上之が必要の學科たるや明かにして、是れ近時各高等商業學校及早稻田大學商科等にて此學科が簿記と併立して新設せられたる所以なり。而して共に亦予が奮て本書を公にせし所以なり。而して會計學は専ら會計の根本問題を理論的に論ずるものにして簿記の如く記帳計算の技術を説くものにあらざる故、假令簿記に通ぜざる者と雖も之を讀んで能く會計上須要の知識を得べく、既に簿記に通ずるものにして之を

修むれば始めて組織あり完全なる會計頭腦を造るを得べし。本書は主として卷末に列記するが如き英會計學者「ヂクシー」「リッスリー」の兩氏及米會計學者「ハットフィールド」氏の數著書を參考し我國會社會計の状態と現行商法とを參酌して編著せるものなるも、元來予が繁忙なる職務の餘暇に成れるもの故杜撰不統一の誹は免れざるべし。然れども目下此學科に付未だ一の參考書なきに際し、本書が斯學に志すものため其研究の一助となり併せて企業經營に關係あるもの、參考に資せられ、之に依て我實業社會に多少の裨益を與ふるを得ば予の幸甚矣。

明治四拾參年九月下旬

吉田良三識

會計學目次



緒論

第一章

貸借對照表

(一)

貸借對照表は性質上又は事實上正確なる財政表示にあらず

八

(二)

貸借對照表の形式

二

(三)

貸借對照表に於ける資産負債の分類排列法

列法

三〇

第二章

資産負債の種別

三六

(一)

固定資産、流動資産、繰延資産

三六

目次

一

第三章

(二)

固定負債、流動負債、繰延負債……………三

單會計法と複會計法……………四

單會計法と複會計法との相違……………四

複會計法の特色……………五

複會計法の長所と短所……………五

第四章

(三)(二)(一)

資本的支出と収益的支出……………五

區別の標準……………五

區別の困難……………五

會社創業費の取扱法……………六

第五章

(三)(二)(一)

財産評價法……………六

總論……………六

去の良き
あつたは

4227
のりま

(一)(二)(三)

固定資産評價法……………六

流動資産評價法……………七

評價に關する會計上の主義……………七

各論……………七

土地の評價法……………七

建物の評價法……………八

機械器具の評價法……………八

有價證券の評價法……………八

債權の評價法……………八

商品の評價法……………九

暖簾……………九

第六章

目次

總說……………九七

(一) 暖簾の譲渡價格は如何にして決定すべきや……………一〇一

(二) 理論的評價法……………一〇三

(三) 實際的評價法……………一〇八

(四) 暖簾の譲渡は如何なる場合に發生するや……………一一〇

(五) 暖簾の棚卸價格……………一一三

(六) 減價償却……………一二八

第七章 減價償却……………一二八

(一) 總說……………一二八

(二) 減價償却の方法……………一二四

(三) 定額賦拂法……………一二五

(四) 遞減賦拂法……………一二七

(五) 年金法……………一三三

(六) 以上三法の比較優劣……………一三六

(七) 物質的原因以外の理由より生ずる減價の償却法……………一四一

(八) 無形資産の減價償却法……………一四三

(九) 減價償却に關する記帳表示法……………一四四

(一〇) 我國會計部に於ける減價償却の狀態……………一四九

(一一) 負債に關する會計上の問題……………一五一

(一二) 負債の種別分類……………一五一

(一三) 負債に對し支拂ふべき利子の計算……………一五四

(一四) 社債を額面以上にて發行せし場合の打歩の取扱法……………一五〇

(一五) 社債を額面以下にて發行せし場合の割引料の取扱法……………一五〇

第八章

(一) (二)

(三) (四)

(一) (二) (三) (四) (五) (六)

第九章

(三) 自會社の發行せる社債券を買入れ取得せし場合の記帳取扱法……………一五

(四) 不確實なる負債の記帳取扱法……………一六

(五) 役員恩給基金の性質及其記帳取扱法……………一六

(六) 會社の利益金は何時より株主に對し負債となるや……………一五

株金に關する會計上の問題……………一七

(一) 株式を額面以上にて發行せし場合の打歩の取扱法……………一七

(二) 株式が金錢以外の財産に對し發行せられたる場合……………一七

第十章

(三) 未拂込株金額の記帳取扱法……………一八〇

(四) 株金を減少せる場合の記帳取扱法……………一八〇

損益計算……………一八七

(一) 利益の意義……………一八七

(二) 損益勘定……………一八〇

(三) 損益勘定の區分……………一九三

(四) 販賣勘定……………二〇一

(五) 製造勘定……………二〇六

(六) 所有資産の價格の騰貴は之を利益として配當し得るや……………二一六

(七) 損益勘定歩合表示……………二二〇

第十一章

積立金

(一) 總説……………三三四

(二) 積立金の種類……………三三九

(三) 積立金は特定資産を以て其實體を區別し置くを要するや……………三五二

(四) 祕密積立金……………三六三

(五) 積立金の支拂に關する記帳法……………三七三

積立金を以て損失を填補し又は配當を補充せし場合の記帳法……………三七三

積立金を以て資産を購入建設し又は負債を償還せし場合の記帳法……………三八二

第十二章

減債基金(社債償還積立金)

(一) 減債基金の意義及其設置法……………三八一

(二) 減債基金放資法……………三八七

(三) 減債基金の利子……………三九〇

(四) 減債基金を以て社債を償還せし時の記帳法……………三九三

(五) 減債基金年賦拂込額の計算法……………三九七

第十三章 原價計算……………三〇〇

(一) 原價計算の目的……………三〇〇

(二) 原價構成要素……………三〇四

(三) 間接費の轉嫁法……………三〇七

第十四章 破産の場合に於ける財政實狀表……………三〇九

示法……………三九

(一) 財政實狀調査表……………三九

(二) 缺損勘定……………三五

第十五章 合名會社及合資會社の會計上發

生ずる計算問題……………三七

(一) 利益分配に關する問題……………三七

(二) 新社員入社の場合の記帳計算法……………四五

(三) 社員退社の場合の記帳計算法……………五三

(四) 合名會社又は合資會社を株式會社に變

更せし場合の記帳計算法……………六一

(五) 清算の場合に於て社員間に殘餘資産を

分配する法……………三六

第十六章 商品に關する問題……………三七

(一) 棚卸をなさずして有荷ストックを確むる法……………三九

(二) 賣殘品の棚卸をなさずして商品勘定の

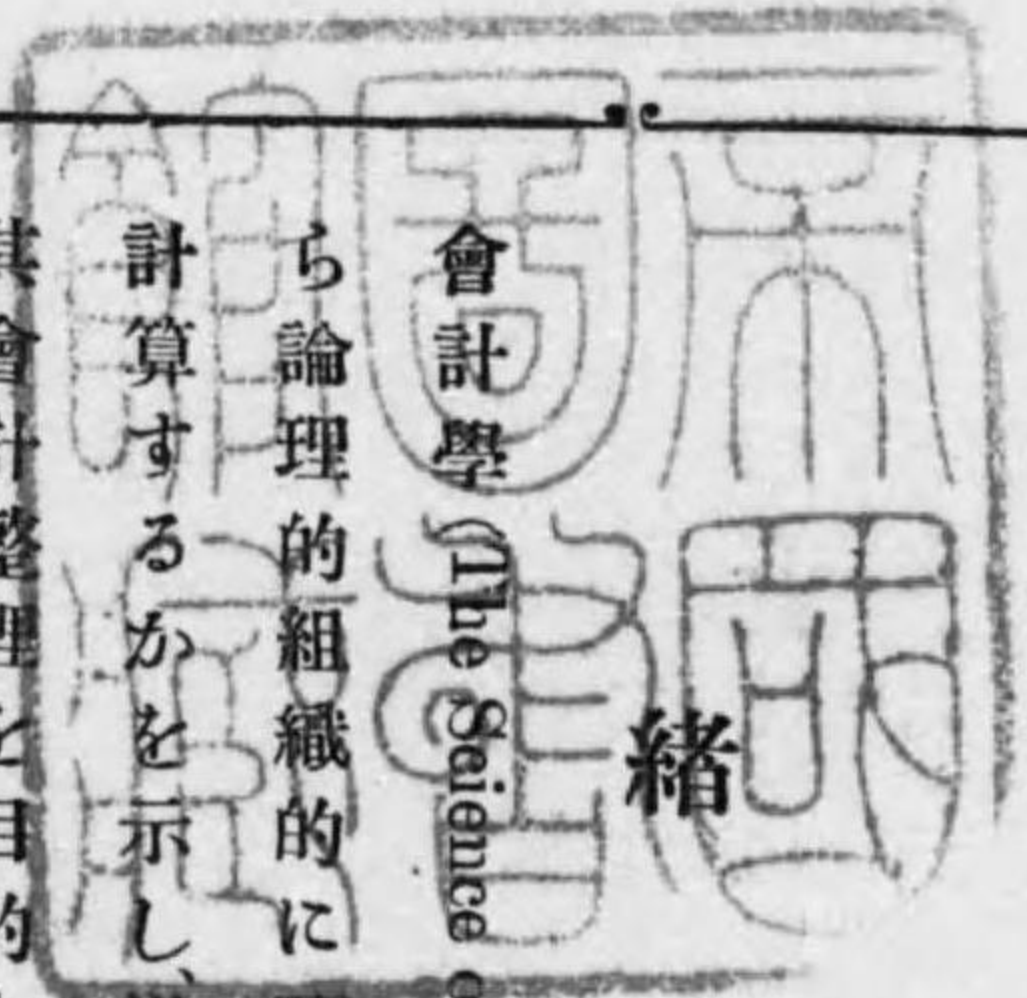
利益を確むる法……………三三

(三) 火災により燒失せし商品の原價算定法……………三〇

會計學目次終

會計學

商學士 吉田良三著



緒論

會計學 (The Science of Accounting) とは會計整理に關する諸種の根本問題を専ら論理的組織的に研究するものなり。簿記は取引を如何に記帳し如何に計算するかを示し、以て財産の増減變化を精確明瞭に現はすにあり。故に其會計整理を目的とする點に於ては兩者同一なるも、簿記の本領は寧ろ技術的にして、即ち取引を最も規則正しく記録計算するにありて、會計整理其者に關する理論的觀念の研究は其本分にあらざるなり。

各種の企業が未だ今日の如く隆盛の域に達せずして、規模小に組織單純なりし時代に於ては、各企業の會計は普通の簿記に説く所に依て、完全に計算處理することを得て、未だ其整理上論理的組織的に研究すべき複雑なる會計問題の生ずること尠なかりしも、晩近企業の興隆に伴ひ資本の集中と、經營の大規模と固定資本の激増とは各企業の會計を極めて複雑ならしめ、是等會計を整理するには單に記帳計算法を説く普通の簿記に通ずるのみにては不充分にして、一面整理其者につき一層規律的組織的研究をなさざるべからざるに至れり。

而して會計學が最近に至り驚くべき進歩をなしたる大原因は、之を近世に於ける經濟的革命的の二大要素たる

- (一) 鐵と蒸氣力とを中心とせる大發明に基く機械工業の隆盛
- (二) 企業經營の組織に於ける發達

とに歸せざるべからず。蓋し前者は固定資本の増加を意味し、後者は結社

組織の旺盛を意味して、此兩者は相倚り相扶け益々資本の合同と規模の擴大とを促して極まる所を知らず、一面信用制度の發達は之に纏綿して企業の會計を愈々複雑ならしめられたればなり。従て今日會計學にて論ずる諸問題は何れも上述の經濟的變動と密接の關係を有し居り、固定資本と會社の貸借對照表とを中心として論究すべきもの最も多し。尙ほ最近に於て原價計算(Cost Accounting)なる新問題が會計學の一章を占むるに至りしも、亦産業社會に於て工場組織の發達せる結果に外ならざるなり。斯の如くして會計學は企業の發達に伴ひ絶へず進歩しつゝあるものにして、決して其研究範圍の一定せる學科にあらざるなり。

凡そ如何なる事業に於ても其經營と會計の整理とは離るべからざる關係を有し、企業の精神は常に會計を中心として活動するものにして、殊に輓近商工業の發達は會計をして企業經營上益々重要な地位を占めしむるに至れり。而して會計整理の目的は企業全般に亘る資産負債の現状と損益

の結果とを正確に現はすにありて、幾多の帳簿に行ふ記録計算は畢竟此兩者を見出すの手段手續たるに外ならざるなり、換言せば會計の眞髓目的は貸借對照表と損益表との二表を正確明瞭に作成するにあり。故に此關係よりして本書には先づ貸借對照表を基礎として各種の資産負債及資本に關する諸問題を論じ、次に損益勘定を基礎として損失利益に關連する諸問題を討究すべし。然り而して簿記と會計學とは、兩者密接離るべからざるの關係を有するが故、會計學を修むるには先づ以て簿記に關する充分の素養あるを要するものとす。

第一章 貸借對照表

貸借對照表(Balance Sheet)とは一定の時に於ける營業上の總資産を或分類の元に借方と稱する一方に列記し、之に對して總負債を亦或分類の元に貸方と稱する他方に列記し、而して資産額が負債額に超過するときは、其超過額を利益又は資本増加額として負債の方に記入し、若し又負債額が資産額に超過するときは、其超過額を缺損又は資本減少額として資産の方に記入し、以て貸借双方の合計を相平均せしめたる表なり。斯くして此表は借方貸方と稱する性質の全く相反せる二欄に區別して、商人が現に有する資産と負ふ所の負債とを相對照して、其營業上の財政現狀と併せて其期間の純損益高とを一見明瞭に現はすものなり。

商人は常に營業上の收支計算を明確にし、自己營業の經過及財政の現狀を

知悉し、以て將來に對する計畫をなさざるべからず、而して右營業の經過と財政の現狀とを明かにするものは損益表と貸借對照表との二者なり。英國會計學者リッサー氏(Lissar)は此二表につき其差異を述べて曰く

損益表は一期間に於ける營業の經過を語り、貸借對照表は一定の時に於ける營業の地位狀態を示すものなり、而して兩者の此相違は恰も吾人の傳記と肖像畫との相違の如し

と、蓋し損益表の目的が其營業期間に生じたる取引の經過を明かにするにあることは、恰も傳記が其人の履歷を物語るに等しく、又貸借對照表の目的が之を作成せし時に於ける其商人の營業上の財政狀態を明かにするにあることは、恰も肖像畫が其人の或時代に於ける面影を現はすに同じけければなり。尙ほ兩者の區別を擧ぐれば、貸借對照表は債權者に最も格別の利害關係ありて、損益表は出資者に最も強き利害關係あるものなり。何となれば今銀行の場合に債權者たる預金者は、其銀行の發表する貸借對照表に依

て預金高と支拂準備金との割合資金放資の性質等を知り、據て以て彼等が將來其預金を引續きなすべきか否やを決し、又製造家卸賣商人等は其得意先の貸借對照表を見て資産の負債に對する關係及其資産負債の種類性質等を知り、以て各得意先に對し將來與ふべき信用の程度を測定することを、得、他方に於て會社株主は最も多く其事業の利益に利害を有するが故、損益計算書を吟味して其株券が満足して持續すべき投資物たるや否やを決すればなり。然れども以上の區別は唯だ關係的にして債權者と雖も損失ある事業に信用を繼續するは好まざるべく、又出資者も如何に配當が高率なりとも其利益にして事業に充分なる積立金をなさず或は將來破産を招く如き不健實なる取引をなし獲たるものなるときは其株式を持續するを欲せざるべし、故に債權者にも亦出資者にも右兩表の必要たることは勿論にして、唯だ關係的には上述の如く貸借對照表は債權者に損益表は出資者に一層利害あるものなりと云ふを得べし。

(一) 貸借對照表は性質上又事實上正確なる 財政表示にあらず

商法第二十六條の規定により商人は開業の時又は會社設立登記の時及毎決算期に貸借對照表を作成するの義務ありて、凡そ營業の結果現在の資産負債が如何なる状態に存在するやは常に此表に依て知ることを得、且つ之を前年度又は過去數年度の同表と比較せば當營業期に生じたる財産の變化及増減高を知り、以て業務の盛衰消長を觀察するを得べし。而して株式會社は商法第九十二條の規定により毎決算期に此表を公告するが故、世人は之に依て其財政強弱を測度し債權者は自己債權の安否を確め得べきなり。故に此表には財政現狀を極めて正確に現はさざるべからず、即ち資産は出來得る限り公平なる價格を付し負債は充分漏れなく各々其全額を以て現はすを要す、換言せば財政事實を最も嚴正に顯はし如何なる弱點を

も隱蔽せずして株主及社會公衆に信頼すべき報告を與へざるべからず。元より或場合には同業者との競争上財政狀態を餘り詳細に表示するは避くるの要あるべし、のみならず此表は商人の財政現狀を一目瞭然に現はすを目的とする故、概括的に資産負債を對照するに止め、各資産各負債の詳細は別に財産目錄にて明かにすれば可なり。要は唯だ其資産負債の價格を示す金額の正確を期するにあり、此點に關し英國の會社法は規定して、貸借對照表は當該會社の財政狀態を眞實正確に現はす様作成せざるべからずと曰ひ、又獨逸商法には貸借對照表に虚偽の記載をなしたるときは重き罰金刑を科するの規定あり。斯の如く各國の法規は此表の正確なることに頗る重きを置くも、實際會計家は之に反して皆一般に貸借對照表が營業上の財政狀態を絶對的正確に現はすことは到底出來得べからず又期待すべからずとなす。英國會計家デクシー氏(Dicksee)は曰く

貸借對照表は事實の表示にあらずして寧ろ意見の陳述に過ぎず

“A balance sheet is not a statement of facts, but rather an expression of opinion.”

斯く貸借対照表が絶対に正確を期する能はざる理由は、主として同表に掲ぐる資産科目の評価が絶対に正確なる能はざるに基因するなり。蓋し同表に列記する諸種の資産中現金を除けば、他は何れも皆な多少其價格に變動を生ぜざるはなく、然も其時價評定法に就ては原則たるべき一定の準繩あるにあらず、從て之に關する計算は同表作成者の見込たるに過ぎずして絶対的確定價格にあらず、故に正確なるものと斷ずべからざればなり。斯の如く貸借対照表は性質上既に其正確を期待する能はざる上に、尙ほ屢々其作成者が之に不實虚偽の記載をなし以て故意に同表を不正ならしむることあり。例へば實際手許には現金壹萬圓しかなきに之を同表には拾萬圓として記載するが如き、或は僅かに額面百圓の政府公債證書數枚と其實價は殆んど無價格に近き泡沫會社の株券數萬圓とを有するるとき、其同種の證券たるが故にあらずして故意に其眞狀を隱蔽するがため此兩者を公債

株券若くは有價證券なる一科目の元に纏めて記載するが如き、或は又重役が私消せし金額を起業費勘定又は假拂勘定の如き極めて包括的漠然たる科目中に包容せしめて、其騙取せる金額を詐稱するが如し。而して是等の故意的不正記載は如何に會計原理に明るき者と雖も、此表を一見せるのみにては其事實を發見する能はざるなり。故に理論上は既に述べたる如く、貸借対照表に依て當該會社の財政強弱を測知し得べき筈なるも、實際には以上の如き事情よりして其財政状態は同表のみを見て未だ直ちに信ずべからざるなり。

(二) 貸借対照表の形式

貸借対照表の形式には同表の左右双方に見出として冠する用語の不一致に基く種々の變化あり。今我國の諸會社にて決算後發表する貸借対照表の形式につき吟味するに大凡そ次の四種あり。

(一)借方即ち資産の部貸方即ち負債の部なる見出を用ゆるもの

貸借對照表	
(借方) 資産の部	(貸方) 負債の部
一、現金 八、九五三・〇〇	一、資本金 三〇〇、〇〇〇・〇〇
一、有價證券 五三、七六〇・〇〇	一、積立金 五〇、〇〇〇・〇〇
一、受取手形 二八、八〇二・六五	一、借入金 二五、〇〇〇・〇〇
一、.....	一、.....

(二)借方即ち負債の部貸方即ち資産の部なる見出を用ゆるもの

貸借對照表	
(借方) 負債の部	(貸方) 資産の部
一、資本金 三〇〇、〇〇〇・〇〇	一、現金 八、九五三・〇〇
一、積立金 五〇、〇〇〇・〇〇	一、有價證券 五三、七六〇・〇〇
一、.....	一、.....

式	
一、借入金 二五、〇〇〇・〇〇	一、受取手形 二八、八〇二・八五
一、.....	一、.....

(三)借方及貸方の兩語を省き單に資産の部負債の部なる見出を用ゆるもの

貸借對照表	
資産の部	負債の部
一、現金 八、九五三・〇〇	一、資本金 三〇〇、〇〇〇・〇〇
一、.....	一、.....

(四)資産の部及負債の部なる兩語を省き單に借方貸方なる見出を用ゆるもの

貸借對照表	
借方	貸方
一、現金 八、九五三・〇〇	一、資本金 三〇〇、〇〇〇・〇〇
一、.....	一、.....

以上四種の形式中第一と第二とは貸借用語の使用法全く相反するものにして、現行商法實施頃迄は諸會社の發表する同表の形式は殆んど一般に第一形式のものに限られをりしが、明治卅年頃より第二形式の主張者現はれ兩者の間に一時激しき論争行はれ、其結果兩者各々相當の理由ありとして爾來兩形式共に用ゐられをり、今日に於ては何人も此形式の不一致に依て誤解をなすものあらざる故、實際問題としては價值なきも、茲には唯だ理論上兩者の何れが正當なるかを論ずべし。第一形式は元帳を決算せしとき、の残高勘定口座を其儘用ゐる作る故、自然借方に列記するは資産にして貸方に列記するは負債たるなり。即ち此形式にては貸借對照表は、元帳の資産負債に屬する諸勘定の残高を拔萃表示せるものに外ならず、從て此表に於ける資産負債の貸借地位は、是等の資産負債が元帳にて占めたる貸借地位に準じ、借方資産貸方負債となすなり。而して此形式は歐洲大陸其他世界各國を通じ一般に行はれ居るものにして、唯だ英國に於ける慣習が否らざ

るのみなり、故に此形式を大陸式と稱す。第二形式は資産負債に附記する貸借用語を第一形式の場合と全く反對になす、即ち第二形式にては資産負債科目が、元帳に於て保つ地位と反對の地位に同表へ現はさるゝなり。此形式の主張者は曰く、貸借對照表にて借方貸方とは同表作成者たる營業主を主格として稱すべきものなり、從て營業主たる會社は、其有する各資産に對しては貸主となり、負ふ所の各負債に對しては借主となるが故、資産は貸方負債は借方に置かざるべからずと。而して此形式は現今英國にて一般に用ゐらるゝものにして、第一形式を大陸式と稱するに對し英國式と稱す。右兩形式につきて、理論上は第一形式を正當となす、其理由は抑も貸借對照表を作る根本的觀念は、或一定の時に於て營業上の財産は如何なる状態にあるやを明かにするにあり、換言せば元帳の残高口座は如何なる状態にあるかを現はすにあり、從て貸借對照表は元帳の資産負債に屬する諸勘定の残高を表示するものに外ならず。此見地よりして、元帳にて借方残高たり

し資産は此表にても借方に置き、貸方残高たりし負債は貸方に置くを當然とす。従て此表を作成するに當り、第二形式の如く之に記載する資産負債の側面を、是等の資産負債が元帳にて占めたる貸借地位と反對にするは不條理と云はざるべからず。尙ほ第一形式は第二形式に比し實際上の便利もあり、何となれば此形式は前述せる如く、現今世界各國を通じて一般の慣習となり居り、唯だ英國にて否らざるのみなればなり。而して英國の會計學者中にも自國の固執する形式に對し批難するもの尠からず、即ちリヌリ氏の如きは其一人にして、同氏は所謂英國式に反對して曰く

英國式の慣習は千八百六十二年發布の會社法に與へたる形式の影響により生ぜしもの、如し、而して會社法に與ふる該形式は、會計原理に暗き委員の手にて作成せられたるに相違なし。何となれば損益表は元帳損益勘定より作られ、其貸借地位は元帳に於けると同一にして、即ち借方損失貸方利益たる側面を變ずることなし、然らば獨り貸借對照表の貸借地

位を變更すべき理由なし、蓋し此表は元帳諸勘定の殘高中、損益に屬するものを損益表に移して後に殘れる勘定殘高を以て作成せるものに外ならざればなり。故に貸借對照表にて資産を借方負債を貸方となすは正しき會計原理に據るものにして、英國にても此形式に改め、世界の他の諸國と同一形式になすことは希望すべき次第なり云々。

第三形式は借方貸方なる冠詞を省き、單に資産の部負債の部なる見出を有するものにして、四種の形式中理論上最も正當に且つ實際上最も便利なるは此形式なりとす。蓋し貸借對照表の見出に貸借なる兩語を附記することは、別に必要事項たらざるのみならず、理論上は却て此兩語を附記せざるを以て正當となす、何となれば貸借對照表は資産負債の現狀を一見明瞭となす表にして、勘定科目にあらざればなり。其元帳より資産負債科目を其儘移したるがため、資産は借方、負債は貸方たること會計上自然に聯想せらるゝも、貸借なる用語は複記式簿記に於て、勘定科目に附記すべきものにし

て表に附記すべきものにあらざるなり。而して此形式が實際上便利なりと云ふは貸借なる兩語を使用せざる故、彼の第一形式第二形式の場合に生ぜし論争の一切起らざればなり。而して此形式の場合に右方を單に負債の部と云ふも、資本金、積立金、繰越金、利益金の如き所謂廣義の資本は、簿記計算上負債たるに相違なきも、外部債權者に對する普通の負債とは性質異にして、殊に個人營業の時に於ては一層然るなり。故に此兩者を區別するたため負債なる語の代りに負債及資本なる語を用ゐて、左方を資産の部、右方を負債及資本の部となせば、其内容を明かにするを得て優れるなるべし。

第四形式は實際には最も稀に見當る形式にして、表の左右双方に冠するに資産の部、負債の部なる語を以てせず、普通元帳の勘定口座に冠しあるが如く、單に借方貸方なる語を附記するなり。而して此形式の場合に於ても、表の貸方借方を元帳に於ける勘定口座の貸借と一致せしめて、借方に資産科目を貸方に負債科目を記載するものと、又貸借地位を元帳に於ける地位と

顛倒して、借方に負債科目を貸方に資産科目を記載するものとの二種あり。然れども第三形式の場合に述べたる如く、貸借對照表は表にして勘定科目にあらざる故、借方貸方なる用語は其見出として附記すべからざるなり。故に此形式は理論上不當なりとす。

之を要するに貸借對照表の見出形式として理論上實際上最も適當なるは、第三形式に少しく變更を加へたる次に掲ぐるが如きものなりとす。

貸借對照表	
資産ノ部	負債及資本ノ部
一、現金及銀行預金 五、〇〇〇、〇〇〇	一、支拂手形及掛借金 七、〇〇〇、〇〇〇
一、受取手形及賣掛金 一、二〇〇〇、〇〇〇	一、資本金 二五、〇〇〇、〇〇〇
一、商品 八、〇〇〇、〇〇〇	一、積立金 五、〇〇〇、〇〇〇
一、地所家屋及什器 一五、〇〇〇、〇〇〇	一、當期利當金 三、〇〇〇、〇〇〇
合計 四〇、〇〇〇、〇〇〇	合計 四〇、〇〇〇、〇〇〇

(三) 貸借對照表に於ける資産負債の分類排列法

貸借對照表の目的は一見財政状態を明かに表示するにあり、然るに同表に於ける資産負債の分類排列法の如何は大に此目的に影響す。故に此表に依て、一見營業の財政現狀を最も容易に最も明瞭に知り得る様同表を作成するには、之れに資産負債を列記するに當り、其分類排列に大なる注意を拂はざるべからず、今次に一般の場合に適應すべき之れが分類排列法を説明すべし。

(一) 分類法 此表に資産負債を記入するに當つては、先づ第一に同種類の科目は必ず一つに總括して記入するを要す。例へば人名勘定の如き、假令元帳には各取引先毎に口座を設けある場合にて、之を同表に記載するには總括科目に纏め、即ち貸金を示す分は諸向借(Sundry Debtors)若くは賣掛金とし、借金を示す分は諸向貸(Sundry Creditors)若くは掛借金として記載し、又

當座預金を二三の銀行になし居り、元帳には各取引銀行毎に口座を設けある場合にて、同表には是等を銀行預金なる一科目に纏め、記載するが如し。第二に斯く同種の科目を一つに綜合するのみならず、當然別個の科目にて現はすべきものにて、性質種族の同じき又は相類するものは、可成同一見出の元に同一箇處に集群せしむるを可とす。例へば手許現金と銀行預金、受取手形と賣掛金、機械と器具、地所と建物、支拂手形と掛借金、資本金と積立金の如き、是等は何れも一見出の元に同一場所に集むるが如し。又或場合には此分類を一層大にして、次章に説明する如く、資産と負債とを各々固定、流動、繰延の三つに區別し、固定資産なる見出の元に地所、家屋、機械器具等を、流動資産なる見出の元に現金、預金、賣掛金、受取手形、商品等を、繰延資産なる見出の元に未経過諸入費を列記し、固定負債なる見出の元に資本金、社債等を、流動負債なる見出の元に掛借金、支拂手形、借入金等を、繰延負債なる見出の元に未拂諸入費を列記することあり。従て右分類法の大小範圍は、事

業の性質により又會計家により異なるを免れず。

(二) 排列法

次に此表に資産負債を記入するに當り其排列の順序は、先づ資産に就ては、其現金に引換へ得ることの容易なる順序に従ふを普通とす。即ち現金に引換ゆることの最も容易なる資産を第一に、最も難き資産を最後に配置するにあり。換言せば資産の部の劈頭には現金を置き、最後には機械、工場、家屋、地所等を記載するにあり。

一、資産の部の第一位に記載すべき現金に就ては、手許に有するものも、銀行に當座預として預けあるものも、其利用する點に於て同じきにより、此兩者は分類上總括科目の元に其金額を合計して記載し、内譯として兩者を別々に附記し置くを可とす。

一、金銀

二五、〇〇〇・〇〇

現金手許有高

五、〇〇〇・〇〇

銀行預金

二〇、〇〇〇・〇〇

現金が資産中第一位に置かるゝ理由は、之れが如何なる負債の支拂にも直に充當することを得て、資産中最も肝要なるが故なり。然れども現金が如何なる場合に於ても最肝要にして、從て常に資産中第一位に置くべしとの主張は、多少誤れる議論と云はざるべからず。想ふに現金が同額の他の資産に比すれば、常に優れる地位を占むることは事實なり、又銀行の如き場合に於ては、現金は夫れ以上の價格を有する他の資産に比しても、猶ほ肝要の地位にあること確實なり、何となれば不意の取付に應じ、其危急を救ひ得るものは現金のみなればなり。然れども鐵道會社の如き場合に於ては、比較的少額の現金が、多額の固定資産に比し優れりとは云ふべからず。又保險會社の如き場合に於ても、現金よりは公債株券貸付金等より成る巨額の準備金が重要なりと云はざるべからず。蓋し銀行の場合と異り、保險會社の受くる支拂請求は、所有資産を現金になすの餘裕あるものなればなり。要するに現金が資産中最も肝要なりや否やは、

事業の異なるに依て變ずものと認めざるべからず。斯くして獨逸及奧太利にては銀行の貸借對照表には現金を資産中の第一位に置くも、其他の事業の場合には、之れを第一位に置くこと殆んど稀なり。

二、現金に次ぎ第二位に記載すべきは、直に現金に引換へ得る公債、株券、社債券の如き有價證券なり。蓋し是等の證券は、株式市場にて日々定むる相場に依て何時にても賣却し得ればなり。

三、有價證券に次ぎ第三位に配置すべきは、得意先に對する營業上の貸金にして、即ち手形上の賣掛金と帳簿上の賣掛金とを包含す。此兩者は分類上總括科目の元に其金額を合計して記載すべきも、内譯として兩者を別々に示し置くを要す。而して手形上の賣掛金即ち簿記にて受取手形なる科目の元に現はさるゝ貸金は、帳簿上の賣掛金即ち簿記にて諸向借なる科目の元に現はさるゝ貸金よりも、負債を償却するに當り一層容易に利用し得る故、排列上前者は後者に先だしむるを順當とす。

四、賣掛金に次ぎ第四位に配置すべきは商品にして、製造業の場合には、之を製品、半製品及原料品等に内譯す。

五、商品に次ぎ第五位に配置すべきは、機械、器具、什器其他類似の資産にして、是等の資産は前年度よりの繰越價額に、其年度に於て新たに買入れたる金額を加へたるものより、減價償却額を差引きたる金額を以て現はすべきものとす。

一、機械器具

五三、〇〇〇・〇〇

繰越價額	五〇、〇〇〇・〇〇
當年度購入額	八、〇〇〇・〇〇
計	五八、〇〇〇・〇〇
減價償却額	五、〇〇〇・〇〇
差引現價	五三、〇〇〇・〇〇

六、機械器具等に次ぎ第六位に配置すべきは、地所、家屋、工場等の如き永久性の固定資産なり。

七、地所家屋に、次ぎ最後には、專賣特許權、暖簾 (Goodwill) 等の如き有價物件又は普通の債權に比して其性質の不確實なる其價格の投機的なる資産を記載すべきなり。

次に負債の排列法は、以上列記せる資産と相對應する順序に行はざるべからず。先づ負債中外部債權者に對する負債は、内部資本主に對する負債と區別して、前者を後者に先だて記載すべきものとす。而して其順位は債權者の請求權の優れる順序、換言せば最も速かに支拂ふべき順序に列記せざるべからず。從て

- 一、第一位に營業取引より生ぜし掛借金を記載す、但し手形上の借即ち支拂手形と帳簿上の借即ち諸向貸とは總括科目の元に合計して掲ぐるも、内譯として兩者を別々に現はし置くを要す。
- 二、第二位には有價證券を擔保とせる普通の短期借入金に記載し、
- 三、第三位には地所家屋、工場等の固定資産を抵當とせる比較的長期の借入

金を記載し、

四、次に社債の如き借用資本たる長期債務を記載すべきものとす。而して以上外部債權者に對する總ての負債を列記したる上は、次に出資者に對する内部負債を掲ぐるに先ち右外部負債の合計額を現はし、然る後内部負債を資本金積立金、前期繰越金、當期利益金等の項目に分ち列記すべきものとす。斯くして外部負債と内部負債とは必ず區別して一旦兩者の合計額を別々に現はすを要し、其間に何等の區別をなさず同性質の負債として一つに合計するは不可なり。以上説明せる所の分類排列法に準據し、或製造事業を經營する一株式會社の貸借對照表を假定的に作成せば次の如し。

貸借對照表

資産の部

負債及資本の部

一、金銀	30,000.00	一、掛借金	60,000.00
現金有高	1,150.00	支拂手形	35,000.00
銀行預金	28,750.00	諸向貸	21,000.00
一、有價證券	100,000.00	一、擔保付借入金	152,000.00
一、賣掛金	155,000.00	有價證券擔保	35,000.00
受取手形	6,000.00	地所建物抵當	100,000.00
諸向借	50,000.00	一、社債	309,000.00
一、製品及原料品	220,000.00	社債發行額	300,000.00
製品	6,000.00	未拂利子	9,000.00
半製品	7,000.00	●外部負債合計	521,000.00
原料品	117,000.00	一、資本勘定	
一、機械及器具	380,000.00	株金	500,000.00
繰越價額	350,000.00	積立金	100,000.00

購入額	50,000.00	前期繰越金	33,000.00
計	400,000.00	當期利益金	66,000.00
減償償却額	20,000.00	●内部負債合計	689,000.00
一、地所建物	275,000.00		
一、暖簾	50,000.00		
總計	1,210,000.00	總計	1,210,000.00

貸借對照表に於て一見財政状態を明瞭ならしむるためには、上述の如く、資産と負債とが兩々相對し貸借双方の排列順序が左右相呼應する様列記せらるゝこと極めて肝要なり。從て負債の部にて資産の方の現金に對するものは第一に其支拂をなすべき掛借金ならざるべからず、然るに資産の部には第一位に現金を置きながら、負債の方の劈頭には之に對應する掛借金を配置せずして内部固定負債たる資本金を記載するが如きは極めて不可

なり。蓋し資本金は會社が營業を繼續する間は返濟の必要なものにして、會社解散の場合に於ても先づ資産を以て外部負債を償還し餘分あると返濟すれば足る負債なる故現金と資本金とは其間に何等の關連なきものなり、從て此兩者を相對應して配置するは左右排列の一致を甚だしく失ふものと謂はざるべからず。勿論此表に於て現金が必ず常に資産の部の第一位たるべしとは主張すべからず、現に會計學の最も發達せる英國の銀行が發表する貸借對照表に於てすら資産中最肝要なる現金の最後に配置されあるを見ること多し。故に此表に於ける資産負債の排列順序は前に説明せる順位を逆にして、資産の方は現金に引換へ難きものに始まり順次現金に引換へ易きものに終り、之に對して負債の方も亦出資者に對する債務に始まり掛借金に終る様排列するも可なり。然れども資産負債の双方が相呼應一致せざる順序に排列するは大に不可なり。故に資産の排列が現金に始まり地所建物若くは暖簾に終るときは、負債も亦支拂手形に始ま

り資本金、積立金等に終る様列記し、若し又之を逆にして資産が地所建物若くは暖簾に始まり現金に終るときは、負債も亦資本金、積立金等に始まり支拂手形に終る様排列せざるべからず。今本邦の會社銀行が決算期に新聞雜誌等に廣告せる貸借對照表につき、其資産負債の排列順序を以上説明せる標準に照し觀察するときは一として之に適合するものなし。試に是等無數の表中最も單純にして且つ其科目の性質明瞭なもの二つを選び、其排列法を上記の標準に照して訂正せる形式を原表と對照して掲ぐることに次の如し。

合名 鴻池銀行第十六期營業報告

貸借對照表 負債之部 (原表)	貸借對照表 負債及資本之部
一、資本金 三,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇	一、諸預り金 二四,七八,〇〇三,四〇〇

一、未拂込資本金	八三五,〇〇〇
一、製品及半製品	四九五,一五九
一、原料品	一,〇〇六,三五六
一、得意先	四一九,五六三
一、受取手形	五七八,四〇四
一、假拂	七六七,九九三
一、國庫債券	八,九六〇
一、地所家屋機械	五七七,七〇二
一、銀行預金	四一,三四〇
一、現金在高	一六,四五八
合計	四,七三六,八四八
一、資本金	三,〇〇〇,〇〇〇

負債之部

一、現金在高	一六,四五八
一、銀行預金	四一,三四〇
一、國庫債券	八,九六〇
一、受取手形	五七八,四〇四
一、得意先	四一九,五六三
一、未拂込資本金	八三五,〇〇〇
一、製品及半製品	四九五,一五九
一、原料品	一,〇〇六,三五六
一、假拂	七六七,九九三
一、地所家屋機械	五七七,七〇二
合計	四,七三六,八四八
一、未拂配當金	三八四,九〇〇

負債及資本之部

一、諸積立金	五五三,九二〇
一、未拂配當金	三八四,九〇〇
一、原料品取引先	八六,六六八
一、支拂手形	八五三,三三三
一、諸預り金	八六,八七一
一、前期繰越金	二六,六五八
一、当期純益金	一二九,一二八
合計	四,七三六,八四八

一、支拂手形	八五三,三三三
一、原料品取引先	八六,六六八
一、諸預り金	八六,八七一
●負債額	一,〇二七,一四八
一、資本金	三,〇〇〇,〇〇〇
一、諸積立金	五五三,九二〇
一、前期繰越金	二六,六五八
一、当期純益金	一二九,一二八
●資本額	三,七〇九,七〇〇
合計	四,七三六,八四八

斯くして固定資産は販賣を目的とせず永久に所有するものなる故會計上其價格は時間経過に伴ふ毀損磨滅に對する相當の減價さへ行へば常に原價にて保ち、之を賣却して得らるべき實際價格によるの必要なきも、流動資産に就ては決算の際常に其實收し得べき時價を知ること肝要なり、何となれば此種の資産は常に現金に引換へる目的にて有するものなればなり。今兩者の區別を實際會計に付觀察せんに、先づ普通の商業會計に於ては、營業用地所家屋、什器等は固定資産にして現金、賣掛金、商品等は流動資産たり。次に製造業者の會計に於ては、工場機械器具等は固定資産にして原料品、石炭、製品等は流動資産なり。次に汽船會社の會計に於ては船舶、本支社建物及其敷地、棧橋、倉庫等は固定資産にして石炭、油、貯藏品等は流動資産たるなり。

固定資産と流動資産との區別は以上の如く普通の場合には明瞭なるも、時として事業の性質により同一資産が一の事業に於ては固定資産なるも他の事業に於ては流動資産たることあり。例へば製造業又は採鑛業に於て其製造用又は採鑛用の機械は固定資産たること勿論なるも、是等の機械を製造する會社より見るときは之れ販賣して利益を收むるを目的とするもの故流動資産の性質を有し、又土地及建物は多數の事業會計に於ては固定資産たるも、是等の賣買を營業とする建物會社の如き會計に於ては流動資産たるが如し。斯の如くして固定資産と流動資産との區別は一般的には各資産に付定まれども絶對的には區別する能はざるなり。
繰延資産 貸借對照表資産の部に前拂利子、未經過保險料の如き科目に依りて現はさるゝ一種の資産時として存在することあり。是等は當然次の營業年度に屬する費用の前拂ひなる故其年度の費用として損益勘定に組入るべきものにあらざ、換言せば將來の収益に課すべき入費にして既に獲たる利益に負はすべきものにあらざ。元より是等は費用たること明かにして實際は資産にあらず、然れども之を恰も資産たる如く取扱ふは敢て不當

にあらず。何となれば營業の常態に繼續する場合に於ては、將來支拂ふべき利子を前拂ひし置くも又は之を前拂ひせず、に他日其期限の來りしとき支拂ふ様現金にて金庫に藏し置くとするも其間に別段の相違なければなり。斯くて前拂利子は次の年度の支拂期日迄實際には同額の現金を有するに同じ、從て現金が資産たる以上前拂利子も亦正當に資産として取扱ひ得る譯なり。而して此種の資産を會計學上繰延資産と稱す。畢竟するに斯る科目は異なる營業年度間の純益高を整調する目的にて設けらるゝものに外ならず、故に時としては是等の科目を總括して整理勘定(Adjustment account)と稱することあり。而して斯る繰延資産は單に次の一營業年度に屬する費用の前拂ひたることあり、又其後の數營業年度に割宛つべき費用の前拂ひたることもあり。從て後の場合には全額を其年數に割宛て消却せざるべからず、然れども財政の安全慎重を期する保守的觀念より實際會計に於ては斯る資産は可成速かに消却せんとする傾向あり。

時として會社が豫期せざりし臨時偶發的の大損失を蒙りたるるとき之を其年度の損益勘定に組入るゝを欲せず、然れども亦之れがため資本金を減少することを欲せざる場合に於て、其損失額を一種の繰延資産と見做して貸借對照表資産の部に掲ぐることあり。勿論斯る場合には其科目は實際資産にあらざるは元より、尙ほ嚴格に云へば繰延資産にもあらずして唯だ將來の利益を以て漸次消却せんと期待する損失に外ならざるなり。而して斯る場合の最も驚倒すべき實例は米國共同鐵道放資會社(The United Railways Investment Company)の千九百〇六年十二月卅一日附の貸借對照表に於て發見さる、即ち同表資産の部に次の如き科目あり。

一、地震火災及同盟罷工

八五九、九八三・〇^冊

Earthquake, Fire, and Strike

\$859,983.—

此の如き巨額の損失を斯る獨立科目にて公然發表し、之を漠然たる包括的資産科目内に編入して隱蔽するが如き手段を取らざるは會計上賞讃すべ

資本とは過去の生産の結果にして將來の生産に投ずべく取置かるゝ富なり

と。然れども商業上の見地よりせば

凡そ利益を生ずるため使用さるゝ富は總て資本なり

而して茲に利益なる語は貸金に對する利子をも包含す。故に今金貸業者が放蕩息子に其酒色の慾を満足せしむる資に供すべく貸與へたる金銭は經濟上の資本にあらざるも商業上の資本たるなり。以上は經濟上及商業上の資本に關する定義なり。然り而して會計上資本の意義は次の如し。

或一定の時に於ける營業の資本とは、其資産總額が外部負債額に超過する金額なり

今右の定義を株式會社の貸借對照表に適用するとき、資本とは獨り株金額のみならず尙ほ諸種の積立金、利益金等をも包含するものなり。

貸借對照表

資産の部		負債及資本の部	
一、現金及銀行預金	四〇、〇〇〇、〇〇	一、支拂手形及掛借金	三〇、〇〇〇、〇〇
二、受取手形及賣掛金	六〇、〇〇〇、〇〇	二、株金	一五〇、〇〇〇、〇〇
三、商品	五〇、〇〇〇、〇〇	三、積立金	五〇、〇〇〇、〇〇
四、其他の資産	一〇〇、〇〇〇、〇〇	四、利益金	二〇、〇〇〇、〇〇
合計	二五〇、〇〇〇、〇〇	合計	二五〇、〇〇〇、〇〇
			資本

從て内部負債も亦之を固定及流動の二つに區別するを得るなり。

固定負債……………株金、法定積立金の如し

流動負債……………任意積立金、繰越金、利益金の如し

第三章 單會計法と複會計法

單會計法 (Single-Account System) と複會計法 (Double-Account System) との相違は彼の單記式簿記と複記式簿記との區別とは全然無關係にして、専ら財政表示の方式に關する差異即ち貸借對照表の形式に關する區別なり。凡そ普通の簿記にて企業の財政状態を現はす形式は、其事業に屬する總ての資産と負債とを貸借對照表なる一表に集合して掲げ決して此表を數個に分割するが如きことなし。然るに或種の企業會計に於ては貸借對照表を二つに分つて作成すること行はる、斯く貸借對照表を二部に區別して作る會計法式を複會計法と稱し、之に對して普通の簿記法式を單會計法と稱す。然り而して貸借對照表の此特別なる形式は西曆千八百六十八年英國にて鐵道條例により此會計方式を設定したるに始まり、同國にては鐵道會社、馬車

鐵道會社及瓦斯會社の如き公共的企業を經營する會社會計に對し、法規を以て其貸借對照表は所謂複會計式により資本勘定と一般貸借對照表との二部に分つて作成すべきを命ず。

(一) 單會計法と複會計法との相違

今單會計法と複會計法との如何に相違するかを示す最良の方法は、同一財政を先づ單會計式の貸借對照表にて現はし次に之を複會計式の貸借對照表にて現はすにあり。而して此目的のため茲には炭礦會社の會計を選べり、此特殊會計を選択せる理由は蓋し此會計たる英國にては或場合には單會計式により又他の場合には複會計式により表示さるゝが故なり。

單會計式の貸借對照表

貸借對照表	
資産之部	負債之部
~~~~~	

一、鑛區、諸設備、機械、地所建物 原價總類 1,400,000.00 減價償却額 110,000.00 差引現價 1,290,000.00 一、石炭 100,000.00 一、受取手形及賣掛金 200,000.00 一、有價證券 300,000.00 一、現金及銀行預金 330,000.00 合計 2,500,000.00	一、株金 1,500,000.00 一、積立金 200,000.00 一、社債 500,000.00 一、支拂手形及掛代金 100,000.00 一、當期利益金 200,000.00 合計 2,500,000.00
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

複會計式の貸借對照表

▲は朱記

借方	資本勘定	貸方
~~~~~		


會計學

一、鑛區及諸設備	1,250,000.00	一、株金	1,500,000.00
一、機械及器具	295,000.00	一、社債	500,000.00
一、軌道及貨車	125,000.00		
一、地所及建物	105,000.00		
小計	1,775,000.00		
▲差額	▲300,000.00		
合計	2,000,000.00	合計	2,000,000.00

一般貸借對照表

一、石炭	100,000.00	▲、資本勘定	300,000.00
資産之部		負債之部	

一、受取手形及賣掛金	200,000.00	一、積立金	200,000.00
一、有價證券	300,000.00	一、減價償却準備金	100,000.00
一、現金及銀行預金	300,000.00	一、當期利益金	200,000.00
		一、支拂手形及掛代金	100,000.00
合計	900,000.00	合計	900,000.00

上記の例は出來得る限り簡單に示せり、然れども兩者を對比觀察せば兩式の實質的相違を知るに難からず。

(二) 複會計法の特徴

以上掲ぐる所に就て見るが如く複會計式にては普通の簿記法にて作る貸借對照表を資本勘定(Capital Account)及一般貸借對照表(General Balance Sheet)と稱する二部に分ち、前者にては固定資産を固定負債と對照して一勘定に作

り、後者にては此差引残高を受けて流動資産を流動負債に對照して一表となし、以て固定性の資産負債を流動性の資産負債より區別して現はすなり。之を詳言せば資本勘定には貸方に株金、社債の如き資本的收入を借方に機械建物地所の如き資本的支出を記入し、貸借對照表には其資産の部に各種の流動資産を其負債の部に資本勘定の残高と各種の流動負債とを列記するなり。斯の如くして複會計式にては其貸借對照表と稱する部分には、該企業に投せる資本の全額を現はさずして資本的收入と資本的支出との差額たる僅かに其一部分が掲げられ居り、又其資産の部に固定資産は一も現はされずして、是等は該表に伴ふ資本勘定につき知り得ることとせり。而して資本勘定より繰越されたる残高が貸借對照表の負債の部に記載されるときは、是れ資本的收入が資本的支出に超過する部分にして従て此額が資本が運轉資金として使用せられ居ることを現はし、若し又繰越額が資産の部に記載せられあるときは、是れ資本的支出が資本的收入に超過せる

部分にして従て此額が資本的支出が収益より補充され居ることを現はすものなり。

(備考) 收入(Receipts)を分つて資本的收入及収益的收入(Capital Receipts and Revenue Receipts)の二つとなし、株主及社債権者より受入る金額を資本的收入と云ひ、事業經營より生ずる収入を収益的收入と云ふ。次に支出(Expenditure)をも亦分つて資本的支出と収益的支出との二つとなし、収益産出の目的物を獲得し擴張し完成するため或物件に對し支拂ひたる支出を資本的支出と云ひ、該支出に對し受入れたる固定資産を以て現はさる、而して収益的支出とは事業經營に要する入費にして企業の損失となるものなり。

(三) 複會計法の長所と短所

凡そ鐵道、採鑛、水道、瓦斯、電燈等の如き企業に於ては、會社の資本的收入に屬する金額即ち株式の拂込により又は社債券の發行により得たる金額は主として其會社の目的とする企業經營の設備に投資すべきものなり。複會計式の貸借對照表は此の如く資金使用の目的特定せられ居る場合に於て、

其目的が果して如何なる程度迄充たされ居るかを明瞭に現はすため工夫せられたる法式にして、即ち複會計法の長所は其企業經營のため集めたる拂込資本又は事業擴張のため借入れたる借用資本は果して其目的通に使用せられ居るか、而して是等必要の設備に投資したる上若し尙ほ剩餘ありとせば其額は何程にして如何に運轉されつゝあるか、若し又不足ありとせば其額は幾何にして如何に補充され居るかを何人にも一目瞭然と表示するにあり。換言せば此法式の長所は次の事項を最も明瞭に現はすにあり。

- (1) 企業に投ぜられたる資本は幾何なりや
- (2) 斯る資本の何程が其企業經營に必要なる固定資産建設購入に費されたるや。

(3) 其資本の何程が運轉資金として使用せらるゝや

複會計式の貸借對照表が固定資産と固定負債とを他の資産負債より隔離することは上述の如き長所あるも、亦一方には之れが短所となりて同表を

見る者に資本的收支が他の財産と何等關係なしとの觀念を起さしめ、其結果時として單會計式の貸借對照表の場合には想像せざる種々の謬見に陥らしむるの恐れあり。次に普通の簿記即ち單會計法にては貸借對照表に現はるゝ固定資産につき常に其減價 (Depreciation) を償却し、是等の資産は毎決算期に其消耗毀損に基く減價額丈減じたる價格を以て現はさるゝも、複會計法に於ては其資本的支出たる固定資産は常に最初の價格にて保たれ永久に其原價を以て繰越さるゝなり。而して若し減價償却を必要とするときには單會計法の場合の如く之を原價より差引かずして其代りに減價償却準備金を設け、これは其收益より支出し該科目は資本勘定の部に記載せずして一般貸借對照表の負債の部に流動負債と共に列記すること前に掲げし例に見るが如し。斯く固定資産が常に其原價にて現はさるゝは是れ亦此法式の缺點と認めらるゝ所なり。

斯くして複會計法には多少の缺點批難なきにあらざるも如上の長所效用

を有するが故、總て資本の大部分が所謂固定資産に投入せらるゝ企業には此法式を適用して利あるものとす。今其場合を具體的に指示すれば次に列記するが如き諸會社の會計には適當すべし。

- | | | |
|--------|----------------|--------|
| 一、鐵道會社 | 一、電氣鐵道又は馬車鐵道會社 | 一、瓦斯會社 |
| 一、電燈會社 | 一、水道會社 | 一、製鋼會社 |
| 一、汽船會社 | 一、船渠會社 | 一、造船會社 |
| 一、紡績會社 | 一、製糖會社等 | 一、運河會社 |

第四章 資本的支出と収益的支出

資本的支出 (Capital Expenditure) 及収益的支出 (Revenue Expenditure) なる兩語は主として複會計法の場合に使用せらるゝ術語にして、前者は固定資産を獲得する支出を意味し、後者は収益を獲るに關し起る入費を意味す。今或支出が資本的支出即ち資産たるか、將た収益的支出即ち費用たるかを適當に區別することは、正確なる計算をなすに最も必要なり。何となれば資本的支出なれば固定資産を現はす勘定の借方に記入せられ、支出せる金額は同額の資産となりて貸借對照表に現はるゝも、若し収益的支出と見做さるれば、其支出は収入に對する費用となりて損益勘定の借方に記入せられ、それ丈其營業期の純益を減ずればなり。然るに企業の大規模複雑となるに伴れ、此區別は一面には次第に困難となり、然も他面には會計上益々其必要の度

を増加するなり。

(一) 區別の標準

然り而して支出が資産たるか將た費用たたかを決するに付最も普通に認めらるる區別の標準は、其支出に對し或新なる財産を獲得するか又は既に有する固定資産例へば工場、機械、器具の如きに其價格を増加する物質的附加あるか、又は廣く一般資産の價格を増加するときには其支出は資本的支出即ち資産となし、之に反して支出の結果が如何なる財産をも獲得せず、又今迄有せる財産の價格をも増加せざるときには其支出は収益的支出即ち損失として取扱ふにあり。此規則は各場合に適用して誤らずして、理論上は此標準の元に如何なる支出も其資産たるか費用たるかを決し得るなり。然れども之を實地に適用するに當ては、兩者を區別するの甚だ容易ならざる場合あり。例へば既に有する固定資産に對し進歩改良のため或支出をなしたるときに如き、理論上は此場合に於ても其支出の資産たるか費用た

るかを區別すること極めて容易にして、即ち其資産價格が之に依て直接増加したる額丈は其支出の一部を資産となし残りを損失として取扱ひ、若し之に依て該資産の價格が従前より少しも増加することなければ其支出全部は収益的支出として取扱ふにあり。然れども實地に臨みては果して其支出の幾何が資本的支出となり幾何が収益的支出たるかを決するは極めて困難にして、例へば今所有家屋に改良工事を施し貳千圓を支出したる場合に於て、之れがため従来より幾分か其家屋價格が確かに増加したりとするも貳千圓の内幾何を家屋價格に加へ幾何を損失となすべきかを決するは蓋し容易ならざるなり。

(二) 區別の困難

尙ほ支出が資本的支出たるか収益的支出たるかを區別するの困難は、鐵道會計の場合に付最も顯著に説明するを得るなり。蓋し鐵道會計に於ては或支出が資本的支出たるか將た収益的支出たるか、換言せば建設勘定に加

ふべきか將た事業費となすべきかは絶えず發生する問題なればなり。凡そ鐵道會計の場合に於て重なる資産は線路にして之れ同會計上には屢々建設勘定なる名稱の元に現はさるゝなり。凡て或支出が資本的支出たるか將た収益的支出たるかの區別問題は、直接に或有價物件又は權利を受入るる形式の支出に就ては起らずして、直接に或財産を受入れざる形式にて行はるゝ支出に付發生するものなり。從て鐵道の場合に於ても、レイル及枕木の買入に關する支出又は、線路布設用の土地所有權を取得するため、の支出は、線路獲得の原價を構成するものとして建設勘定に加へらるゝこと明白なるも、線路布設に従事せる技師、監督者、工夫等に支拂ふ俸給賃銀は、之を資本的支出として建設勘定に加ふべきや否やに付多少の議論あり。然れども一般には此等の支出も亦、レイル枕木購入費及土地獲得費同様建設勘定に組入るゝを普通とす。凡そ普通の場合に於て利子としての支出は明かに費用たり損失たるべきものなり、然るに此利子さへ之れが資本的

支出と解釋せらるゝ場合あり。即ち鐵道會社が線路建設資金を得るため社債を起したるとき、之に依て新線路を建設し運輸を開始する迄の間該社債に對し支拂ふ利子は、之を資本的支出と見做して建設勘定に加ふべきや將た事業費として損失となすべきかは學者間に大に議論ある所なり。想ふに理論上斯る支出も亦建設勘定に加ふるの正當なるものゝ如し、蓋し此場合に會社が獲得しつゝある資産は運輸を開始し得る様竣工せられたる線路にして、此固定資産を獲るには之を建設すべき土地と建設に要する材料と技師工夫等の勤勞とが必要なるのみならず社債の利子も亦是等と同様必要にして此利子を支拂はざれば社債權者に依て會社は其財産を差押へられ線路を竣工する能はざればなり。故に此理由の元に建設勘定中に社債利子をも包含せしむるは敢て不條理にあらざるなり。元より此處に資本的支出と認めらるゝ利子は線路建設期間支拂ふものにして、竣工運輸開始後に支拂ふ利子は當然費用として營業収益に課すべきものたるや勿

論なり。英國に於ては昔時の法規は建設期間に支拂ふ借金の利子を線路原價に加ふることを許さざりしも、千九百〇七年の會社法に於て之を建設費の一部となすを認むるに至れり。獨逸に於ても亦成文法にて斯る場合の支^私利子は建設勘定に加ふるを認むるなり。尙ほ或論者は鐵道會社が線路建設資金を得るため發行する社債を割引にて賣出せし時、此割引額も亦利子と同様建設費に加へざるべからずと主張す。蓋し社債を券面以下にて發行せる場合の割引料は、會社が社債權者に償還期迄其信用及市場の狀況に應じ當然支拂ふべき利率より低き利子を支拂ひ得るに對する報酬にして、換言せば其低き丈の利子を一時に前拂ひするに外ならずして、若し之を平價にて發行するときは其割引額は當然利子として支拂はるべきものなればなり。然れども此場合に其割引額は社債の全期間に對する前拂利子にして建設期間丈に對するものにあらざる故、之れを全部建設勘定に加ふるは不條理と云はざるべからず。從て此議論は社債の期限が建設

期間と同じきとき正當たるなり。

(三) 會社創業費の取扱法

更に又此兩者の區別に付問題となるは會社創立の際支拂ふ創業費にして例へば今鐵道會社の場合に於て最初會社を組織するため文房具代、印刷代、株券調製代、登記料等の如き創業費を要すべし、此場合に此等の支出は會計上費用として取扱ふべきものなるか將た資本的支出として矢張建設勘定に加へ線路原價の一部となすべきかに就ては大に議論ある所なり。想ふに此等の支出を若し單に費用なりとせば株式を打歩にて發行し剩餘金を以て創立せられたる場合を除き、會社は未だ營業を開始せざるに先ち既に其資本を事實上減少せる背理の結果となるべし。何となれば今會社の株金を百萬圓として其全額現金にて拂込まれ、而して創業費として五千圓支出せられたりと假定せば、會社は此場合株式に對し受入れたる百萬圓の現金は今や九十九萬五千圓を餘すのみにて、此以外には有形無形を問はず何

等の資産も有せざればなり。尙又之れを一層理論的に觀察せば、創業費の如き事業を開始するための準備的編成組織に要する支出は出資者より見れば「レイル枕木購入」に對する支出同様其收益を生ずる投資の一部分と云ふべきなり。斯の如くして創業費は理論上資本的支出と見做さざるべからず。而して此種の支出を會計上資産として處理するに當り、直接に之を建設勘定に加へ即ち固定資産の原價を増加して現はすと將た獨立の科目を以て現はすと何れが優れるやは研究すべき問題なり。上述の如く理論上に於ては會計上創業費は資本的支出として處理すべきものなるも、元來此支出たる之れを鐵道の場合につき論ずれば、建設其者に關する準備的支出にあらずして會社其者を組織する準備的費用たるなり。故に事實は一種の収益的支出に外ならず、從て之れを支拂ひたる當時に於ては例令理論上資本的支出として處理し置くべき必要ありとするも、性質上決して永久の資産として存すべきものにあらず。從て最初之を支拂ひたるとき

直接建設勘定に加へ線路の原價を、不當に大ならしむるは不可にして、會計上の取扱法は之を固定資産の原價に加へず創業費なる獨立の科目にて處理し置き、以て一方には之が接觸する能はざる假定虚構の資産科目たるを注意せしめ、他方に於ては年々營業の収益より其一部宛を償却し數年ならずして貸借對照表より斯る科目は全然其跡を絶つに至らしめざるべからず。

第五章 財産評價法

(一) 總論

貸借對照表に現はるゝ各種の資産は現金及當座預金の如き常に確定價格を有するものを除けば、其地所、家屋、機械、什器、商品等の如き有形資産たる又公債株券、受取手形、賣掛金等の如き無形の債權たる又暖簾、專賣特許權、意匠權、商標權、版權、著作權等の如き稍々不確實なる形式の資産たるを問はず、何れも皆な棚卸即ち時價評定の問題を生ぜざるはなし、蓋し是等の資産は性質上確定價格を有せざる故常に評價を必要とすればなり。

凡そ新たに或資産を獲たるとき其評價は原價即ち其買入價格又は建設價格を以てするを普通とし、假令之を實價より非常に低廉に買入れたりと考へ得る場合に於ても然りとす。然れども實際に當て各資産に付其原價を

適當に確むることは極めて困難なる場合屢々發生す、是れ畢竟或支出が當然其特別なる資産の原價に含まるべきものたるや否やを決するの困難に因るものにして、換言せば資本的支出と収益的支出との區別の容易ならざる結果に外ならず。例へば前章にて説明せる如く鐵道會計の場合に於て、線路建設用土地取得費、レール、枕木の買入代價及其布設に従事せし技師、監督者、工夫の俸給賃銀等は線路の原價を構成すること明かなるも、右建設期間社債に對し支拂ふ利子の如き或は最初の創業費の如きは線路なる資産を獲得するに當り必要なりし費用として原價に加ふべきや否やに付議論あるが如し。之を要するに各資産の最初の評價は其原價を以てし即ち最初の記帳價格は必ず原價を超過すべからずして、然も或場合には其精確なる原價を決定するに付實際上及理論上の困難生ずるを免れざるなり。

次に引續き毎決算期に是等資産の再評價をなすに當ては、最初の評價額たる原價にて繼續すべきか將た其評價は或新なる基礎により計算すべきか、

若し或他の價格によるべしとせば、それは市價によるべきか將た會社解散清算により是等を賣却して得べき代價によるべきかの問題を生ず。而して右の場合に理論上採用すべき原則としては總て營業が常態に繼續する場合に於ける資産の評價は現在の所有者が是等資産に對し其際主觀的に有する價格によらざるべからず。換言せば現に相當の収益を擧げ存續營業しつつある會社資産の理論上正當なる評價は其會社が營業上主觀的に是等資産に對し有する價格にして、決して他人が是等に對し有する價格にあらず、而して其他人たる會社の債權者たると又は會社が解散清算により是等資産を賣却するとき之に價格を付して買取る者たるとを問はざるなり。蓋し會社の場合に於て其有する資産の評價は債權者の利益を基礎として定むるよりは寧ろ株主の利益を基礎として定むるを正當とし、又若し所有資産が其營業を閉鎖し清算競賣に於て確かに賣却し得る價格により評價さるゝものとせば、如何に確實有望なる會社と雖も其貸借對照表の破産狀

態を現はさざるものは一も之れなしと云ふも敢て誇張にあらざればなり。従て一般的原則としては前述の如く營業が常態に繼續する場合に於ける資産評價の基礎は、其の所有者が營業上主觀的に該資産に對し有する現價によるべきなり。然れども此原則を適用し所有者が營業上主觀的に自由勝手の評價をなすときは、自然其價格を誇大に見積るの弊に陥るを免れざる故其防禦法として右の原則には大に修正除外を施さざるべからず。而して之れが爲めには資産を固定資産と流動資産との二つに分つて論ずるを便とす。

(一) 固定資産評價法

固定資産とは既に述べたる如く永久的又は永く繼續使用するため獲得せる資産の總稱にして、是等固定資産に關する評價法は一般に時價を顧みずして其原價により繼續するを原則とす。是れ蓋し此種の資産は永久に所有又は使用する財産にして營業の中途にて販賣収益するを目的とせざる

に因るなり。例へば今或區域の地所を工場建設用敷地として相當の代價を拂ひ買入れたりとせば、該地所の會社帳簿に記載さるゝ最初の評價は其買入原價を以てす、然るに該地所の會社に對する效用役立ちは營業の存続する限り終始同じきが故其價格も亦營業の繼續する限りは最初の原價にて繼續するを當然とす。蓋し該地所たる工場敷地として使用され居る限りは其時價が如何に原價より高くとも亦低くとも是等を現實にする能はざること明かなればなり。而して工場を取除かれ該地所を賣却して其時價を現實になし得る場合は會社の解散清算の行はるゝ時にして、茲に評價の基礎とせる所謂營業が常態に繼續する場合にあらざるなり。勿論企業の經營を繼續しつゝ他に一層低廉なる敷地を購求し、之れに其工場を移して現在の敷地を賣却することをなし得ざるにあらざるも、こは現實ならざる状態を假定するものにして斯る不確實の假定を計算に組入るゝは正確を主義とする會計の許さざる所なり。斯の如くして固定資産の棚卸は常

に其原價を以てし營業が常態に繼續する限り時價の變動は顧みるを要せざるなり、唯だ此原則を土地以外の固定資産に適用するに當ては、是等が常に其使用上の效力を維持するに充分なる修繕手入れを施すを必要條件とす。

尙、土地以外の固定資産に就ては一方に是等の評價は常に其原價にて繼續するを正當となすも、他方に於て時日の経過に基く自然的消耗又は使用に伴ふ摩滅により是等資産の上に生ずる減價は必ず之を償却せざるべからず。例へば機械の如き假令吾人の眼には何等の變化なく存在する様見ゆるとも、年月の経過と共に其の使用價值は次第に減少する故此減價は其評價の際計算に入れざるべからず。故に固定資産の評價は其價格に生ずる時價變動は顧みるを要せざるも其減價償却は必ず行はざるべからずして、其減價たる家屋、工場、機械、器具の如き物質的消耗摩損に基く減價たると、又專賣特許權、意匠權、商標權其他借地權の如き其權利に一定の期限ある資産

が該期限の接近に因る減價たるを問はざるなり。

(二) 流動資産評價法

流動資産とは短期の使用又は販賣により収益するため買入れたる資産の總稱にして、此種の資産は其現在價格即ち時價を以て評價の標準となす。是れ蓋し流動資産は固定資産の如く永久に所有するものにあらずして直に使用又は販賣して現金に變形するを目的となすものなるが故、計算上常に必要なるは現在の價格にして、事實其買入價格に變動を生ぜし限り最初の原價は現在に於て最早何等の必要なきなり。斯の如くして理論上流動資産の評價は其時價によるを正當となすが故、若し時價にして原價より低きときは當然其低き時價を以て計算すべきものとす。然れども反對に時價が原價より高き場合に於ても猶ほ理論通り時價に従ふべきかに就ては議論ある處にして、實際に行はるゝ計算法は財政の鞏固を計る保守的思想より理論上の一致を無視して斯る場合には原價計算主義を採用す。是れ

獨り實際上の慣習たるのみならず法規に於ても亦屢々此主義を認むることあり、例へば獨逸商法にては商品、有價證券の如き流動資産の評價法に就て時價と原價とを比較し常に其低き價格に従ふべきを命ず、即ち時價が買入價格より低きときは時價により高きときは買入價格に依るべきを規定せり。之を要するに流動資産の評價は理論上常に其時價によるを以て原則となすも、財政の安固を圖るためには時價が原價より高きときに限り例外的に原價計算主義を採用するを可とす。尙ほ流動資産の評價法が時價計算主義を以て原則なりとするも、單に一時的の時價變動は理論上顧みるを要せず、何となれば或流動資産を有するとき之を所有する期間内に該資産の市價に生ずる一時的動搖は固定資産の時價變動と同じければなり。例へば今製造業者が原料品を十月に買入れ之を以て造る製品を翌年九月に市場へ賣出すとせば、十月より翌年九月に至る迄の期間内に右原料品の市價に生ずる變動は當時既に該製造業者の手にある原料品の價格には何

等の影響をも及ぼさず、從て斯る場合に其年度末の決算に於て所有原料品の棚卸に付此一時的の市價高低を計上するは恐らく誤りなるべし、殊に其翌年九月迄には再び元の價格に復すことの明かなる場合に於ては一層然りとす。然れども實地に當て其代價に生ずる市價の變動が唯、一時的の高低なりや將た比較的長期に亙るものなりやを決するは容易ならざるにより、右の所説を實際に適用するは頗る困難なるべし。

(三) 評價に關する會計上の主義

凡そ會計の目的は財政状態を充分正確に現はすにありて換言せば事實は事實として隠蔽せず實際の現状を顯はすにあり。然るに之を貸借對照表にて發表するに當り、一方に於ては所有資産を不當に高く評價して人為的に其利益を増加するの不正行爲行はれる、に對し、他方に於ては反對に所有資産を實價より低く評價し人為的に其利益を減少して表示すること行はる。而して前の場合は不正不法として批難さるゝに反し、後の場合は少

しも批難を受くることなく却て反對に賞讃的の認許を與へらるゝの傾向あり。尙、此傾向は屢々一部の會計學者に依て協賛せられ、又一方にて歐米諸國に於ける保守的大會社の作れる先例に依て裁可せらるゝものゝ如し。即ち贊同論者は曰く所有資産を實價より低く評價するは其財政的地位を鞏固になす所以にして之に依て虚構の配當をなすの危険を防ぐことを得べしと、次に先例として第一に引用すべきは英蘭銀行にして、即ち同行は其實價數千萬圓に値する營業用地所建物を一切省きて其貸借對照表資産の部に掲げず、又獨逸に於ける一部の會社にても地所は計算より省きて同表に掲げざること行はれ、尙時としては地所のみならず工場機械の如きをも僅かに名義計の價格にて記載することあり。又米國鐵道會社の會計部内に於ては近時其線路を評價するに當り利益の著しく大なりし營業期には之を非常に低く評價すること行はると稱せらる。斯く或資産を實價より低廉に評價することは、其意思が唯だ單に財政状態を最も確實に現はさん

とするにある限り此行爲は敢て不正と稱すべからず。又一部の會計學者が稱する如く資産を評價するに當て其所有者の意思は如何に善意に如何に誠實なりとするも、人情の弱點として幾分か之を高價に見積ることは殆んど免る能はざる故或資産に付之を低く評價するは全體の評價をして正確ならしむる所以なりとの論は一理なきにあらず。然れども斯る理由の元に所有資産を實際より低廉に評價することを認むるは、一方に於て何事をも正しく現はすを目的とする會計上の主義を無視するものなり。資産價格を不當に高く評價するの批難に對し其反動として之を不當に低く評價することの生ずるは寧ろ自然にして、且つ後者は前者に比すれば會計上遙かに健全なる行爲なり。然れども會計の主義方針は精確明瞭にありて財産の價格を正確に現はすことは是れ會計の目標たり、故に實價より高き評價と實價より低き評價とは其害毒あることに就ては後者少きも、會計の理想的目標たる正確を離るゝの點に於ては兩者全く相同じきなり。

(二) 各論

以上は資産を總括して其評價法を論ぜり、因て次に便宜上資産を土地、建物、機械、有價證券、營業貸金及商品の六項に分つて以上説明せる所を更に各場合に適用して論ずべし。

(一) 土地の評價法

前に固定資産に就て一般的に説明せし原則は營業用のため有する土地に對し全然適用するを得るなり、即ち永久に所有する目的にて買入れたる地所は其時價の高低如何に拘らず其評價は常に原價にて繼續すべきなり。之に反し永久に所有するためにあらずして更に之を賣却し収益するため獲たる土地は、恰も商人が販賣のため仕入れたる商品に同じく、又大區域の地面に道路を設け下水工事を施し、瓦斯管水道管を引き其他種々の改良設備を加へて之を小區域に細分し賣却する目的にて買入れたる土地は、恰も製造家が製造用として買入れたる原料品と相同じ。故に以上二つの場合

に於ける土地の評價に就ては、商品又は原料品に關する評價法が其儘適用せらるゝなり。而して土地の原價を定むるに當ては其買入代價の外に之を獲得するに要せし費用(例へば周旋人手數)及之に諸種の改良設備を加ふるに要せし費用の如きをも亦彼の商品仕入れの費用及製造中の費用同様其原價の一部を構成するものとして之れに加ふるを當然とす。尙、土地の原價を定むるに當り其買入代價支拂のため該地所を抵當として起せる借金の利子も亦其原價に加ふべしと論ずる者あるも之は不當なり、何となれば借金の利子は其借金に依て支拂たる土地の原價の一部をなすものにも亦其價格を増加するものにもあらざればなり。尙、又或學者は土地を賣却して収益するため之に改良設備を施す期間其買入れのため起せし借金に對し支拂ひたる利子は其土地の價格に加ふべしと論ず。是れ土地を販賣（マイケツブル、コンモディチ）し得る貨物となす期間支拂ふ利子を前章に説明せし鐵道線路建設の場合其建設期間建設資金として起せる社債に對し支拂ふ利子と同一の取扱を

なすものにして理論上は不當にあらざるも、此場合の土地は鐵道線路の如く永久に所有するものにあらず直に商品として販賣するものなる故、斯くして賣却する土地の原價を高く見積るは實地會計上避くべきことなり。大區域の地所を買入れ販賣のため之に改良工事を施し諸設備を加へたるものは、原料品に加工して製品となしたるものに相當する故其評價は製品に關する評價の原則を全然適用するを得るも、斯く改良せる地所を小區域に分割せば各部分の價格には非常の相違を生ずるを免れずして、此事實は該地所の賣殘部分の評價を非常に困難ならしむるなり。例へば今一大區域の地所を買入れ諸種の改良設備を施したる上之を百の部分に區劃分割して其全體の半部を賣却せりとせば、此際殘存する半分の地面の價格は全地面の原價の半分に相當するものと斷定すべからず。即ち斯る場合には先づ殘存する地面の時價を評定し其時價評定額が全地域の時價評定額に對する比例にて賣殘地面が全地面の原價に對する割合を見出し、之を以て

其殘存する地面の棚卸價格となすを最も適當なる評價法なりとす。從て今若し買入地所に改良設備を施して之を百の區劃に等分し全地面の原價を參拾萬圓其時價を四拾萬圓と假定せば、是等百の地域中甲なる一區劃は其地位の優れる理由よりして時價評定額八千圓なりとするも、棚卸に際し甲地域に與ふべき價格は原價割宛額たる參千圓にも亦其時價評定額たる八千圓にもあらずして次の計算式より算出されたる價格六千圓なりとす。

$$400,000 : 8,000 :: 300,000 : X$$
$$X = \frac{8,000}{400,000} \times 300,000 = 6,000$$

(二) 建物の評價法

大體に於て土地に適用さるゝ評價の法則は總て土地上の建設物の評價に就ても亦適用し得るなり。唯兩者の異なる所は第一建物には修繕保存費を要することにして、其原價を維持するには絶えず充分なる修繕手入れを施すを要し、此費用は収益的支出として損益勘定に組入るゝなり。尙建物

に就ては普通の修繕の外に建増又は改築工事の行はるゝことありて、例へば今從來の所有家屋に模様替をなし屋内には電燈を取付け水道を布設し其他諸所に工事を施したるとき、之れがため支出せる金額は其幾何丈家屋價格に加はり幾何は修繕保存費となるや、換言せば所謂資本的支出と収益的支出との區別を決することの困難なる場合を發生す。而して地所と異なる第二の點は建物には減價償却の必要あることにして、即ち永き歳月を経過すると共に自然の消耗又は其使用により漸次朽腐破損して遂には廢物となすべき壽命年限の到來避くべからざる故、之に對して相當の減價償却をなさざるべからず。

(三) 機械器具の評價法

機械器具の評價法は全然建物の場合と同一にして、一方に充分なる修繕手入れをなし他方に減價を償却して常に其原價を以て繼續すべきものとす。而して機械の原價には最初之を工場へ据付けるに要せし費用をも包含せ

しむべきなり。次に若し使用する機械器具が他より買入れず自己の工場にて製造せしものなるときは、是等の評價は該機械器具の販賣價格によらずして其製造原價によらざるべからず。

(四) 有價證券の評價法

有價證券の評價に就ては前に説明せし流動資産に關する評價法適用せらるべきものなり。従て原則としては原價によらず時價により棚卸すべきものとす。殊に有價證券に就ては一般公衆に知られ外部利害關係者に依て定められたる明白の市價あるが故、其評價は全然原價を無視して常に市價によるべく、従て毎決算期には絶えず其市價の變動に伴ふて帳簿に記入しある價格をも變更するを以て正當となす。然れども是ら専ら一般理論的の觀察にして、實際は斯く取引所にて時價の公定さるゝ有價證券の評價法に就ても亦時價は却て反對すべき場合多し。

若し所有する有價證券が専ら之により收入を得るため資本を放下せるも

のにして従て永く保有するものなるときには、是れ恰も營業用として買入れ所有する家屋、機械、什器等の固定資産と其性質同じきが故斯る目的にて保有する有價證券の評價は固定資産の評價法と同様にして、即ち其目的を變更せざる限りは常に之を買入れたる原價にて棚卸し市價の高低は顧みるを要せざるなり。此他法律の規定により或債務の擔保となすため又は他の會社の大株主として其營業を支配するため保有する有價證券に就ても亦、其評價は原價にて維持し市價の變動を顧みるを要せず。例へば日本銀行が兌換券發行法により發行する兌換券の保證準備として保有する公債證書の如き最初之を買入れたる價格を以て其發行準備となしたりとせば、其後に於て右公債の時價が如何に高低するとも其市價は決して現實にすること能はざる故、之れが兌換の準備として保有され居る限りは其原價にて維持すべきが如し。又甲鐵道會社が乙鐵道會社の事業經營に付其支配權を得るため乙會社の株券を買入れ有するときには、之れが評價に就

ても亦右公債の場合と同様の關係成立し、即ち此株券の市價が如何に騰貴するとも之を買入れたる目的即ち乙會社の線路を支配する意思にて之を有する限り其騰貴は現實にするを得ざるが故、之れが評價は其原價にて維持するを正當となすが如し。

然れども有價證券を保有することが以上述べたる如き其營業の維持と離るべからざる關係にあることは寧ろ稀にして、多數の場合には之を單に一時的の放資物件として即ち全然流動資産として所有すること、例へば銀行にて金融緩漫の時其資金の一部を有價證券に放資して所有する場合の如し。斯る關係の元に保有する有價證券は前に説明せし之を發行兌換券の準備として或は他會社の營業を支配する目的にて有する場合と異なりて、其營業を少しも妨ぐることなく何時にても之を市價にて賣却するを得べし、從て理論上斯の如き有價證券の棚卸は全然時價によるべきものとす。然れども他方に於て實際的觀察をなすに元來有價證券の市價なるものは

價格秤に現はれたる一現象に過ぎずして、其變動や眞に朝夕をも計られず若し今日騰貴せりとするも明日は直に低落するや知るべからざるものなり、故に市價の騰貴せる時之に依て原價よりも高き評價をなすことは、其騰貴の確實永久的ならざる限り是れ一時の幻想に過ぎずして財政の安固を傷くるものと云はざるべからず。此理由よりして獨逸商法は有價證券の評價に就ては其原價によるを以て原則とし、唯時價が原價より低きときのみ例外的に時價によるべきものと規定す、換言せば原價と時價との兩價格中常に其低き方の價格が棚卸價格として採用せらるゝなり。想ふに此規定は畢竟財政の安全確實を旨とする保守的精神に出づるものにして、即ち保守的確實のため論理的な一致を犠牲とするものなり、蓋し低きとき時價に従ふ以上は高きときに於ても亦時價に従ふことは是れ論理上當然なればなり。之に反し奧太利の法律は常に時價に依て評價するものとし、時價が原價より高きときたると低きときたるとを問はざるなり。我現行商法も亦

塊太利法と同様時價計算主義にして、諸會社が決算期に於て所有する證券の評價をなすには其買入原價を以てせず時價による故市價の騰貴につれ増額するを例とす。此結果は財界順調の時には會社の資産は計算上増加の一方なるも、一旦不況に陥れば如何ともする能はずして、前半期迄は好配當を繼續せし會社が次期よりは俄然無配當又は缺損を生ずるの醜態を暴露するに至ることあり。故に英米に於ても確實なる銀行會社が一般に實地採る所の主義は獨逸法と一致し有價證券の評價法は其買入値段即ち原價によるを以て原則とし、時價が原價より高きときは原價にて繼續して騰貴に伴ふ増額をなさざるのみならず、反對に時價が原價より低きときは却て時價によりて其價格を減少するなり。従て會社の基礎は恆久に鞏固にして是れ英米に於ける諸會社の破綻事故極めて稀なる一理由たるなり。

(五) 債權の評價法

營業上の債權に就ても亦有價證券同様毎決算期には常に其評價をなさざ

るべからず然れども債券の評價法は前に説明せし有價證券のそれとは少々異なる取扱をなすなり。凡そ營業上の貸金に就ては一度其價格に生ずる減少は有價證券の價格に生ずる一時的變動とは異なりて永久回復すべからざる損失となるが故決して等閑に付すべからず。従て決算期に之が評價をなすに際しては其滯貸倒れとなるべきものを控除し、將來確實に取立て得べき價格を以て之を現はさざるべからず。然り而して貸金の評價に當り全體の債權額中將來其幾何は全然取立の見込なく又幾何は回収不確實なるかを決するは別に一定の準繩法則あるにあらずして各自の見込見積によるものなるが故、其區別判斷は専ら過去の經驗、取引先の信用關係及其期限經過後の状態等に照して之を定むるの外なし。

今一會社の財政に於て其得意先に對する營業上の貸金が受取手形及帳簿上の賣掛金を合し拾萬圓ありと假定して、其内壹萬圓は到底回収の見込なきこと明確なりとせば、是等は年度末の棚卸を待たずして直に其資産中よ

り取除き損益勘定に組入れざるべからず、蓋し全然取立の見込なきこと確實なる債権を決算期迄帳簿に保存し置くべき何等の道理なければなり。次に或一部の賣掛金は未だ全然取立の見込なきにはあらざるも、是迄屢々督促するも辨濟せられず既に約束の期限は経過し滞貸となり居れりとせば、斯る回収疑はしき不確實の貸金額を維然資産中に含ましめ、夫丈資産額を膨張せしめて一方に利益の配當をなすは會計上健全なる計算にあらず、然れども又滞貸金は猶ほ多少取立の見込ある債権にして不確實ながらも一の資産なるが故、之を直に缺損となすは財政の眞狀を示す所以にあらず。故に斯る場合に採るべき最も適當なる方法は、其債権は全額を資産として掲げずに之を極めて僅少なる單に名義計の金額にて記入し、一面に財産の鞏固を圖ると共に他面に於て猶ほ未決算の債権存在し居ることの記憶的記録をなし置くにあり。

債権の評価に付尙一層微妙なるは現在に於て確實なる貸金の將來生ずべ

き貸倒豫想に關する處理法にして、例へば前の假定の場合に於て残る九萬圓の債権に就ては、其債務者の何人も未だ營業上失敗せず從て現在に於ては其何れも貸倒れとなるべき危険更に之れなきも、過去の經驗に徴すれば是等多數の取引先に對する貸金の一部は多分貸倒れとなるべく、尠くとも其内の或一人に對する分は將來に於て辨濟を受くる能はざるに至るべしと豫想さるときには之を會計上如何に處置すべきかの問題を生ず。而して斯る場合に採るべき方法は是等の債権は全額を以て資産中に殘存し置き、一方に於て其貸倒豫想額に相當する貸倒準備金を設くるにあり。然れども現在に於て確實なる貸金の將來に於て生ずべき貸倒豫想額に對する準備額は單に過去の經驗に徴して之を決するの外他に何等の標準なきが故其割合は各人選ぶ所を異にし、或者は總賣上高を基礎として之を見積り、又或者は賣掛金總額の上に其歩合を取り、更に或者は現在に於て確實なる賣掛金額の上に其歩合を定むるなり。

尙商人が決算期に其所有する營業上の債權を貸借對照表に記載するに當ては便宜上其現在の實價によらず其額面價格を以てするを普通とす、斯くして六十日後拂金壹萬圓の手形を同表に記載するには、其期日迄の利子例へば百圓を差引きたる九千九百圓を以てせず額面價格壹萬圓を以てするが如し。然れども此際正確に其手形の實價を貸借對照表に現はすには期日迄の利子を差引きたる價格即ち九千九百圓を以てすること必要なり。

(六) 商品の評價法

商品は常に之を賣却して收益するの目的にて有する流動資産なるが故、之を評價するに當り若し所有者が誠心公平なる判斷にて計算し得るなれば、之を原價によらず市價に依て棚卸すること敢て反對すべきにあらざるのみならず是れ寧ろ賞讃すべきことなり。又前に説明せし流動資産の一般的評價法則より云ふも營業が普通の状態に進行する場合に於ける商品の評價は現在の市價より其販賣に要する費用を差引きたる價格たらざるべ

からず、蓋し商品の如く販賣収益を目的とする資産に就ては目下之を賣却し得る價格を以て計算すること當然にして、其買入原價は現在の財政を現はす上に於て必要あらざればなり。然れども曩きに有價證券の項にて論ぜし如く市價なるものは變化多くして多數の場合には之が單に價格上の一時的現象に過ぎざると、又財政を確實に計算表示せんとする保守的思想とよりして今日實際に行はるゝ商品の評價は、時價によらず其原價により計算するを以て一般の慣習とす。尙一層慎重なる評價法としては時價が明かに原價以下に低落し居るときは其時價に従て棚卸すべきなり、是れ獨逸商法の規定する所にして即ち同規定によれば商品の棚卸は原價に従ふを以て原則とし、尙例外として取引所にて取扱ふ物品の如く一般に引用すべき公定相場あるとき其相場が原價より低きときは其低き時價によることとなす、換言せば買入價格により計算するを以て原則とし、唯時價が買入價格以下にあるときは其時價に依て計算するものなり。之に反し奧太利

法及我現行商法は常に時價計算主義を採るが故其結果は前に有價證券評價法の場合に述べたる如き弊害あるを免れず。

販賣のため仕入れたる商品の原價は普通容易に確むるを得べくして其原價たる當に仕入先へ支拂ひたる代價のみならず之に其仕入及引取に要せし諸入費をも加へたるものなり。従て今九百九拾圓の代價にて或商品を仕入れ之を自己の店に引取る運賃其他の入費拾圓を要せりとせば該商品の原價は其仕入代價に右引取入費を加へたる千圓なりとす。

商品の棚卸は時價よりも寧ろ原價によるべきものとして其原價たる或時には實際其仕入に際し支拂ひたる原價たるを要せずして棚卸さるゝ當時の原價にて可なりと論ずる者あり。而して右論者は此明かなる場合を例示して曰く今或商品が最初には一個一圓の割にて仕入れられ其後全然同一の商品が一個一圓貳拾錢の割にて仕入れられたりとし最初に仕入れたる方の一部分が猶ほ賣残り居るとき之れが棚卸をなすとせば其際實際の

原價を採れば同一商品を異なる價格にて棚卸表に掲ぐるの不條理を生ずるが故兩者とも後に仕入れし價格を基礎として計算せざるべからず斯くして算出さるゝ利益は將來之を賣却して實收さるゝ利益を豫想するものにはあらずして幸運なる仕入れにより既に收得せる利益と見做すべきものなりと論ず。然れども斯る評價法の不當にして危険なることは明白なり何となれば此説の如くんば前に仕入れたる商品の大部分を未だ賣却せず有するとき引續きて極少量の同一商品を高價に買入るゝことにより常に利益額を算出するを得ればなり。従て株式會社の如き業務執行者が常に株主に對して其營業の好成績たることを報告せんと腐心する傾向あるが爲め其收益少き場合には決算前に買入るゝ商品に對し求めて高價の支拂をなし以て前記の利益算出法を盛に實行するに至るべし蓋し此法によれば假りに今一石拾五圓の原價にて玄米拾萬石を有するときは新に一石拾五圓拾錢替にて同一玄米百石を買入るゝことにより明かに壹萬圓の利

益を算出し得るが如き奸計を運し得ればなり。故に斯る不正を防止するため商品の棚卸をなすに當ては假令同一商品を異なる價格にて掲ぐるの不都合はあるも、常に是等を實際支拂ひたる各原價に依て計算するの外なし。

次に異なる價格にて仕入れたる同一商品の一部分が賣却せられたる場合に於て原價を定むるに就ても亦一の困難發生す。之を實例に依て説明せん。今或年度の一月に於て麥一萬石を一石拾圓替にて仕入れ、次に七月に至り再び一萬石を拾圓貳拾錢替にて仕入れ、而して八月に至り是等の内五千石を拾圓參拾錢替にて賣却せりとす。此際若し賣却せる部分が最初仕入れたる分なりと假定せば千五百圓の利益を得たることとなる。然れども若し之れが七月に仕入れたる分を賣却せしものとせば利益額は僅に五百圓にして前者の三分の一たるなり。想ふに斯る場合の計算法は、若し前後の買入商品が物質的に全然區別して保管せられ居れば其適當なる取扱法

明かなるも、兩者が區別せられ居らざる場合には平均原價を基礎として計算せざるべからず、斯くて其利益額は千圓と現はるべし。而して茲に平均とは明かに數量より割出せる平均にして代價に就ての單純なる平均にあらず、故に一石拾圓替にて一萬石の仕入と拾圓貳拾錢替にて二千石の仕入との平均原價は拾圓〇參錢參厘參毛として取扱はれ、其結果拾圓參拾錢替にて五千石を賣却せば千參百參拾參圓參拾參錢の利益を得しこととなるなり。而して若し評價さるゝ商品が他より買入れたるものにあらずして自ら製造せるものなるときは、其原價の決定一層困難にして之に關しては更に章を改め説明せざるべからず。然れども理論上の原則は極めて明瞭にして總て或物品を製造するに當り直接之に必要なりし一切の入費は其原價に包含せらるゝものとす、されど實地に於ては此單純なる規則を適用するに付種々の困難發生す、是れ屢々或支出に關し之れが果して製品原價に包含せらるべきものたるか將た一般經費として取扱ふべきものたるか

と極めて不確實なることあるに因るなり。
一般市場に賣出す製品の尙ほ製造半にあるものは其製造原價以上にて棚卸すべからず、然れども若し其製品が特別の契約に基き製造せるもの即ち請負品なるときは、其製造原價を以てせず、に其賣價たる請負代價より未成工事に對する相當の價格を差引きたるものを以て棚卸するを正當とす。
殊に其請負期間が當營業年度を超へて次年度に及ぶときは斯く棚卸すること管に不可なきのみならず、是れ唯一正當なる評價法なり、蓋し否らざれば其請負品より得る利益は之に要せし勞力費用の殆んど全部が前年度に屬するに拘らず之を該製品の引渡さるゝ次年度の利益として現はすの結果に至るべければなり。

第六章 暖簾

暖簾とは英語の Goodwill を譯せる語にして會社の貸借對照表等に其資産を現はす勘定科目として使用するには不適當の感あるも、他に適切な譯語なき故從來世間にて使用し來れる此語に依て説明することとせり。

(一) 總說

暖簾とは商店又は會社が其營業上有する得意關係即ち世人より得たる最良信用又は評判に依て享くる利益を價格に見積りたる無形資産にして、從て其賣上高より生ずる利益の一部は之を暖簾の效果に歸せざるべからず、換言せば暖簾とは多年忠實正直に業務を營みたる店舗が、家聲にして、此家聲は從來の得意が引續き來るの豫

ロード、エルドン (Lord Eldon) は曰く「商業上暖簾とは舊律
 ず最良にして來るべしとの見込に外ならず」と。

會社の貸借對照表に商標、意匠權等の如き其形式に於て不確實なる資産
 含ましむることには種々の批難反對あるも、暖簾を資産として之に含まし
 むることには既に久しき以前より歐米諸國に於ては法律上會計上共に承
 認する所なり。北米合衆國の裁判所にて某事件に關し與へたる判決文は
 明かに暖簾の資産たることを認めて曰く

商店又は會社にして或種の商業を數年間繼續經營し、其間顧客に對し各
 義務を果すこと周到正確に、取扱ふ商品の品質には絶えず充分の注意を
 拂ひ、又常に一定の在荷^{ストック}を有して何時も能く顧客の需用を充たし、又總て
 の取引に於て忠實正直にして、其店舗に來る顧客をして過去の信用より
 將來も其店にて買求めば同様の満足を得べしと信ぜしめたるときは、是
 等の得意は自己の經驗を物語りて其店を世間に評判吹聴し呉れ、其結果

其店頭には舊來の得意は勿論新しき顧客の日々増加し來ること絶えざ
 るに至るべし。茲に於て其家聲は自己の營業に對し肝要なる價格を生
 じ、或場合には其營業を經營するに必要資産たる家屋什器等よりも遙か
 に肝要なる價格を有する資産たるに至るべし。云々

斯く暖簾の資産たることは法律上は今日既に充分認めらるゝ所にして敢
 て何人も異義を稱ふる者なく、同時に會計家も亦之を同様承認して曰く
 永年忠實正直に營業し來れる商社の暖簾は高價に取引するを得べし、何
 となれば讓受者は之に依て若し新たに營業を開始せば必ず經ざるべか
 らざる危険ある試験的時期を免るゝを得ればなり

と。實際に今日暖簾は確實なる財産として賣買せられ、或場合には破産せ
 る商店會社の暖簾すら屢々高價に讓渡さるゝことあり。故に數年間刻苦
 經營して此暖簾を作れる者が之を讓渡さんと欲するときは、相當の代價を
 拂つて之を讓受けんとする者を見出すこと敢て困難ならず、而して讓受け

たる者に取つては之れが工場機械同様眞實正確なる資産となるなり。上述の如く暖簾が一種の資産たることは確實なるが、之を資産として記帳する価格は最も嚴に其買入原價に制限せざるべからず。凡て新に或資産を獲たるとき之を最初記帳するに當て其價格を原價に制限することは前章にて説明せる如く如何なる財産にも一般的に適用し得る原則なるも、此制限は其財貨の無形物にして其性質の不確實なる資産たるとき一層嚴守せざるべからず。從て暖簾が資産として貸借對照表に掲げらるゝは之を他より譲受けたる時に限らる。今紛失せる財貨の見出されたる如き、是れ代價を拂つて他より買入れしにあらざる故原價のなきものなるも之を資産に加ふることは何人も反對せず、然れども暖簾は代價を拂つて買入れたるものにあらざる限りは嚴に資産より除外せざるべからず。是れ畢竟買入れたるものにあらざれば原價なき故自ら評價することとなり、其結果は自然之を高價に見積り自己の財産を誇大に現はすに至るが故な

り。從て他より譲受たる暖簾にあらずして永年刻苦經營して自ら之を創造せる商社が、其貸借對照表に現に有し而して何時にても高價に賣却し得る此暖簾を掲載することは謹慎なる會計法の許さざる所なり。勿論既に法律上會計上資産たることを充分承認さるゝ以上之を評價して資産に加ふるは理論上に於ては正當なるも、唯だ實際上財政の鞏固安全を期する點に於て反對せざるべからず。元より有價證券、商品又は製品の如き確定價格なき資産に就ては評價を必要とし、或立法主義に於ては常に時價を以て計算し、假令時價が原價より高き時すら其時價にて是等を貸借對照表に掲げ得るも、暖簾は其性質不確實にして其價格を評定すること困難なるが故、他より譲受けしにあらざれば資産として同表に掲ぐべからず。然れども實際暖簾を譲受けしや否や又事實之を譲受けしとするも果して幾何の代價にて買受けしかを決するは常に容易ならず。是れ或商店又は會社が他の商店又は會社の營業を譲受けるときには、多數の場合特に暖簾代幾何と

して譲受くることなく單に譲受くる資産全體に對し代價を定むるが故なり。尙ほ又或會社が他の會社の營業を譲受くるとき現金を以てせず之に對し株式を發行せし如き場合に、譲受會社が譲渡會社に交付せし株券の額面價額が譲受けたる有形資産の價格に超過するとき、此差額が暖簾の代價を現はすものなるか將た單に發行せる株式の割引料を現はすものなるかを決するの困難なることあればなり。

(二) 暖簾の譲渡價格は如何にして決定すべきや

(一) 理論的評價法

凡そ暖簾又は專賣特許權等の如きものに價格ある所以は是等が營業上普通に得らるゝ割合以上の收益を其所有者に得せしむるの點にあり。即ち若し商店又は會社の名稱及其營業上の過去の信用評判が多額の廣告料を支拂ふこともなく又同業者が自店より廉價に販賣して競争するにも拘らず多數の顧客を常に其の店頭に群集せしめ得れば、此商社は新たに開業す

る商社の普通收益する割合に超過する利益を此暖簾に依て收め得るなり。又專賣特許權を有するときは法律上其物品の販賣を獨占し得るが故常に其商品の代價を普通以上の利益を收むる程度に維持し得るなり。斯の如くして暖簾の價格は營業に投ぜる資本額に對し普通に收むる割合以上の利益即ち此超過利益額を資本に見積りたるものならざるべからず。從て暖簾の價格を定むるに當て先づ第一に決すべきは暖簾の生ずる超過利益額にして、之れは會計帳簿に據り過去の收益を基礎として定むべきなり。而して此計算に採用すべき期間を何年となすべきかは頗る注意すべき問題にして單に最近の一ケ年に付之を計算するは不當なり、何となれば其年度の利益多きは例外なる一時的の理由によることあればなり。然れども亦餘り多き年數を採るも不可なり、何となれば現在より餘り遠かれる年度の狀態は評價當時の狀態と大に異なることあればなり。殊に營業が衰微しつつある場合には繁盛なりし時代の數字を計算に加ふることとなりて

其結果利益額を誇大にするの嫌あればなり。従て實際の場合に採用する年數は區々にして英米の會社會計に於ては最近の三ヶ年より五ヶ年間の平均利益額が最も一般に使用されるもの如し。而して茲に利益額は總利益より總損失を控除せる實際の營業純益額にして之れより其際投資し居る實際の資本に對する推定の普通利益額を控除して残る過剰利益額を資本に見積りたるもの是れ暖簾の價格となる譯なり。例へば今或營業の最近三ヶ年間の平均純益高を壹萬圓、最近の資本額を八萬圓として其營業の普通収益を資本の一割なりとせば投資々本に對する純益金は八千圓となり之を全利益額壹萬圓より差引き残る過剰利益額貳千圓を假りに資本の推定収益と同步合にて元金に換算せば生ずる貳萬圓が暖簾の價格となるが如し。従て若し此際營業の全収益が八千圓以下なるときは計算の基礎となる超過利益存在せざる故暖簾は成立せざるなり。

以上の計算法により見出す暖簾の價格は營業上超過利益額が永久に繼續

して生ずるものと假定せる場合の價格なり。然れども超過利益額は必ずしも永久に繼續するものにあらずして寧ろ多數の場合其繼續期間には一定の限りあるを普通とす。従て實際には各場合に其平均超過利益額に之れが繼續する各年數を乗じたるものを以て其暖簾の價格となさざるべからず。而して營業上超過利益の繼續する期間の長短は主として次の二要素に係るなり。

- (一) 競争者の有無及其程度
- (二) 一般の營業狀態

英米兩國にて諸會社が合同するに當り此超過利益が永く繼續すべしとの推定の元に暖簾價格の誤算せられたること屢々あり。著名なる實例は米國コロンビヤ洲に於ける一製紙會社の場合にして、同社は他の製紙會社を賣收するに當り將來實際的獨占により永く超過利益を繼續すべきものと豫想して賣收せし他會社の暖簾に高價の支拂をなせり。然るに獨占によ

り代價が騰貴するや今迄閉鎖し居りたる舊會社は再び執業することとなり、尙又新會社續々設立せられ其結果該會社は其後二ヶ年ならずして破産せり。而して又之れと同様の誤算は第二の要素たる一般の營業狀態に將來變化の起るべき傾向あるを豫見せざるより生ず。斯くして英國にて或時代に行はれたる自轉車製造會社の合併は合併後も從來の需用は繼續するものと考へ此推定の元に合併會社の暖簾に過大の價格を付せり。然れども合併會社の株券が市場に賣出され社會より非常の人氣に迎へられし後間もなく自轉車の流行熱は消散して其需用跡を絶つに至れり。同様に又英國の如き男女老幼を通じて一般に飲酒の風習盛なる國に於ては、飲酒店或は釀酒會社の暖簾も亦將來禁酒思想の勢力を占むるに従ひ又は未成年者禁酒法案の如き法令の制定せらるゝ結果價格なきに至ることあるべし。斯の如くして暖簾が生ずる超過利益額の繼續期間を知ることとは至難にして、正確に其年數を算定するが如きは到底不可能なり。又假りに其繼

續期間を確め得たりとするも該繼續年數を超過利益額に乗じたるものが常に暖簾の讓渡價格なりと斷ずべからず。何となれば暖簾は如何なる營業の場合にも總て必ず讓渡し得るものとは限らずして、其營業の性質により之れが讓渡し得る程度には大に相違あり。例へば醫師、辯護士其他専門的職業の場合には是等の營業上有する得意關係は殆んど全部彼等身體上の才智技能に係るが故其超過利益を生ずる暖簾は他人に讓渡し能はざるなり。之に反し市街鐵道會社が市街地使用權より得らるゝ超過利益は明かに其全部を讓渡し得るものなり。右兩極端の間に於て暖簾の讓渡し得べき程度は種々にして、其超過收益が讓渡人の一身上の才智技能に係ることの多き程讓渡困難にして、反對に一身上の才智技能に係ることの少き程讓渡容易なりとす。従て或會社が他の商社の暖簾を讓受くる場合に於て前所有者又は前支配人若くは前役員が讓渡後も或期間讓受會社のため引續き勤務することを條件となすこと屢々之れあり。

以上述べ來れるが如く一面に於て超過利益の讓渡し得べき程度には大に變化あり、又他面に於ては營業狀態の變動常なき結果超過利益、繼續期間を確實に推定するの困難あるがため、暖簾の價格を正確に定むることは明かに不可能なり、~~要するに~~唯だ大體に於て暖簾の價格は營業上の超過利益額に其利益の繼續すべき見積年數を乗じたるものにして、其乗ずべき年數の長短は營業の種類、性質、將來の狀勢其他之に附隨する種々の事情を參酌して見込數を採るの外なしとす。

(二) 實際的評價法

歐米諸國にて今日實際に行はるゝ暖簾の評價法は、最近三ヶ年若くは五ヶ年間の平均利益額を見出し此利益に或年數を乗じたる額を以て定むるを慣習とし、各場合に應じ乗ずべき年數を普通次の如く定む。

- (1) 卸賣商又は小賣商の場合には一乃至四
- (2) 製造業の場合には一乃至三

(3) 専門的技能に係る營業の場合には一乃至二

(4) 新聞事業其他准獨占的營業の場合には一乃至八

然れども又酒牛乳其他液體を販賣する營業の場合には其利益高の多少は大體に於て其販賣高の多小に比例するの理由よりして、利益高の代りに其販賣石量を基礎として之を計算すること行はる。尙ほ時として計算の基礎とする利益金は投資々本に對する利子及所有者が自ら業務を經營するときには之に對する報酬をも差引きしものたることあり。若し斯の如く利益金より資本に對する利子及經營に對する報酬を差引きたるものを以て暖簾價格を見積る場合には、是等を差引かざる利益を基礎として計算する場合よりも之に乗ずべき年數を少しく増加するものとす。尙ほ昔時英國に於ての暖簾讓渡法は買手が讓受後數年間に其營業より得たる利益の或幾部分を賣手に與ふることとせり。此讓渡法は買手の見地よりせば甚だ満足なる方法なり、何となれば暖簾に對し支拂ふべき金額は一に讓受後

の營業の結果によるものなればなり。然れども賣手の見地よりせば之れ寧ろ不満足なる方法なり、何となれば自ら其事業を經營すれば收め得べかりし丈の利益を生ずる様買手が勉めざりしやも知るべからざればなり。

(三) 暖簾の譲渡は如何なる場合に發生するや

然り而して暖簾の價格を決定する必要な生ずるは營業を譲渡す場合にして之を分つて其全部を譲渡す場合と一部を譲渡す場合とに區別するを得べし。營業全部を譲渡す場合は一個商店なれば廢業を會社なれば解散を意味し、其場合を列舉せば(一)個人商店が其營業を他人に譲渡す場合(二)甲會社が其營業を乙會社に譲渡す場合(三)甲會社と乙會社とが合併する場合(四)合名又は合資會社が其組織を株式組織に變更する場合等の如し。次に營業の一部を譲渡す場合は合名會社又は合資會社に於て社員の退社又は入社あるとき發生す。即ち或社員が總社員の同意を得て又は死亡、破産、禁治産、除名等の事由により退社するときは、殘る社員が會社の暖簾全部を所有

することとなり退社員の持分を自然に承繼す。從て其持分に對する代價を退社員又は其相續人に支拂はざるべからず。斯くて又總社員の同意により新社員の入社を許したるときは此新入社員は舊來の社員が有する暖簾の共有者となる故其取得する持分に對し代價を支拂はざるべからず。而して退社員の持分を殘る社員が承繼する場合に於て之に支拂ふ代價は退社の事由に依て多少相違あるべし。即ち死亡による退社員の持分は其社員が尙ほ生存して任意に退社する場合に比し幾分か高價に見積るを正當とす。何となれば任意退社なれば其退社員は暖簾の持分に對する代價を受取りたる後尙ほ同一營業をなして會社と競争の地位に立つやも計られざればなり。之に反し除名社員の持分譲受價格は幾分か低廉に見積るを正當とす、蓋し此場合は退社員が新持主たる會社の營業を及ぶ限り妨害することを豫期し得ればなり。而して社員の或者が破産せる場合には其會社の暖簾價格は大に減殺さるゝなり、然れども此場合にも尙ほ暖簾が莫

大の價格を有するものとして破産退社員の持分を買取るを要することあり、是等は一に營業の特別事情に關するものなり。

(三) 暖簾の棚卸價格

次に起る問題は代價を拂つて他より買入れ原價を以て一度帳簿に記入せし暖簾は其以後常に右原價を以て繼續すべきか、又は毎決算期に評價を新たにすべきか、或は又恰も機械器具の價格を其減價 (Depreciation) に對し低減する如く定期に其原價を償却すべきかにあり。此問題に關しては會計家の説區々に相違し同じく英國の會計學者間にもチャイルド、クーパー、ガスリー、ビクスレーの諸氏は暖簾の原價も機械器具等の場合同様定期に減價すべしとの説に賛成論者なり。之に反しデシク、カルデコット、ガーク、フェルス、ゼームスの諸氏は其價格の變動如何に拘らず常に最初記帳せる原價にて繼續すべしとの論者なり。又ウエルトン氏の如きは大體に於ては暖簾減價論に反對なるも、若し會社が其暖簾讓受價格の基礎とせし豫期

の超過利益を得ざりし時は是れ其買入原價丈の價格なきものとして減價せざるべからずと論ず。然れども亦ガスリー氏の如きは却て之に反し暖簾の減價は其減價償却費に充當し得る丈の餘分の利益を得たるときに於てのみ行ふべしと論ず。

英國の判決例にては暖簾の棚卸價格は原價にて繼續し之を減價する必要なしとの説にして、假令其實際の價格は原價より低落し居る場合にてても之を減價するの必要なしとす。想ふに此判決は暖簾を固定資産とし従て前章にて論述せる固定資産の價格は常に原價にて繼續して可なりとの原則を適用せるものに外ならず。又一方より觀察せば暖簾は資産中最も固定せるものなり、即ち暖簾以外の資産は如何なる者も處分するを得て工場敷地すら必ずしも營業を閉鎖することなく賣却するを得れども暖簾は營業其自身を讓渡すにあらざれば處分する能はざるなり。其上暖簾は其性質甚だ不確實なる故之を高價に見積りても他の資産を不當に評價したる

場合程有害ならず、何人も暖簾を譲受くる時支拂たる原價は其現在の價格を示すものにあらずして何時にても新に評價するの必要あるを知るなり。従て之を原價にて資産中に絶えず含め置くも詐偽手段たるの危険更になし。然れども嚴格なる論理より云へば暖簾の買入代價が數年間の過剰收益に基き計算せられたる以上は其價格も亦同年數に割當て償却せざるべからざるなり。彼の豫期せる收益の得られざりしときのみ減價償却すべしとのウエルトン氏の説は營業主に取り酷なる説と云はざるべからず、何となれば一方には豫期せる利益の減少により他方には暖簾の減價を償却するため元來豫期より少き收益を更に一層減殺して二重の苦痛となればなり。又反對に利益額の豫期せしよりも特に多かりしとき暖簾價格を減價すべしとのガスリ、氏の説は明かに不合理なり、尤も之は實際會計に於ては必ずしも不都合ならざるも理論としては矛盾せる論なり、何となれば若し豫期せし利益額よりも多額を収益せば減價するよりは寧ろ其價格

を原價以上に増加すべき道理なればなり。想ふに最も満足なる解決法は最初其評價につき採用せる年數に比例して毎決算期に其原價を減じ之を収益より償却するにあり。何となれば兎に角暖簾は其性質不確實なる資産なるが故之に對し減價償却を行ふは假令理論上に於ては其必要なしとするも財政を鞏固ならしむる保守的思想に於て正當なればなり。而して若し暖簾の價格にして最初讓受の際其評價を誤り不當の高價を以て帳簿に記入せしこと明かなるとき之を訂正するの最良法は、デクシー氏の主張する如く其不當額を其營業期の利益に賦課するよりは寧ろ其額丈資本金を減少し之れと相殺するを以て適當となす。

凡そ貸借對照表に實際成立し居らざる暖簾を成立し居る如く掲げ又之を非常に高く評價して掲ぐる如きは大に愼まざるべからず、蓋し斯る暖簾は常に無形不確實なるのみならず尙ほ想像に過ぎずして、是れ恰も實際に所
有せざる家屋を資産として貸借對照表に掲げ又は現金を實際に有する倍

額にて同表に掲ぐると其不都合不當なる點に於て何の擇ぶ所なければなり。然れども實際に成立し居り代價を拂つて他より買入れたる暖簾は確實なる資産として之を貸借對照表に掲げざるべからず。歐米諸國の會社會計部内殊に株式會社の會計に於ては暖簾は其貸借對照表に於て絶えず見出さるゝ資産科目なり。尤も米國の會社會計に於ては屢々暖簾が獨立科目に依て現はされずして專賣特許權、商標權等の如き他の財産權と一つに包括して掲ぐることもあり、是れ特許權、商標權の如き財産權は其法律上の性質に於ては暖簾と全然異なるも經濟上は兩者ともに過剰收益を生ずる讓渡し得べき權利を現はすの意味に於て非常に相類似すればなり。然れども專賣特許權、商標權の如き明かに法律上期限を有するものは必ず其價格の消滅すべき時來る故、理論上當然其原價を棚卸に於て漸次減殺し行くの必要ありて此點は稍々暖簾と異なるなり。

我國の會社會計に於ては其貸借對照表に暖簾を獨立の資産科目として掲

ぐるは今日の處猶ほ絶無なりと云ふべく、即ち他の會社の營業を讓受け實際成立し居る暖簾を買受けたる場合に於ても其價格は之れと共に買受けたる他の有形資産の價格中に包含せしめて處理するなり。然れども精確なる會計整理をなすには斯る場合に實際讓受けたる暖簾は獨立の資産として現はすの必要あり、尙ほ將來我商工業の益々發達して營業の賣買讓渡又は甲乙會社の合併等盛に行はれ或は合名會社又は合資會社等に於て社員の退社入社頻繁に生ずるに伴れ我會計部内に於ても暖簾に關する研究の必要大に生ずべしと信ず。

第七章 減價償却

(一) 總說

減價 (Depreciation) とは所有資産が市價の變動に無關係に自然の消耗により又は其使用により歲月を經過すると共に漸次其價格を減ずることにして、其減價額を年々の収益に割當て償却することは是れ即ち減價償却なり。時間の經過が宇宙間の物體に絶えず破壊力を加へつゝあるは自然の法則にして固定資産の如き其名の固定なるに拘はらず土地を除けば其他のものは皆な此自然の法則より脱する能はず。即ち家屋、工場、船舶、線路、機械、器具等の有形資産は何れも年月の經過に伴ひ自然の物質的消耗により又は繰返す使用により磨滅損傷して漸次其價格を減少するものなり。而して此破壊的進行は修繕手入れにより幾分かは之を延引せしめ得べきも絶対に

防止することは不可能にして、各々其壽命年限の到來すれば終に無價格となるか若くは廢物として僅少の價格を餘すに過ぎざるべし。従て減價は評價問題に關聯し是等の固定資産を評價するに當ては常に時間の經過を其計算に容れざるべからざるなり。

上述の如く營業上所有する固定資産が年と共に自然の消耗又は使用により漸次其價格を減ずるは確實なる事實にして、従て所有物の減價は斯る資産を以て營業するとき必ず常に生ずる損失なり、因て其償却費は修繕費同様營業收益上必要なる一種の費用として取扱はざるべからず。換言せば所有物の減價に對する償却費は既に得たる利益の一部を減殺するものにあらず其利益を得るに必要な一種の入費にして、營業純利益は減價に對する補充費を差引きたる上にあらざれば決定する能はざるなり。斯の如く減價償却費は理論に於ては費用たること明かなるに拘はらず實際會計部に於ては何れの國にても其必要未だ充分認識せられずして之れが償

却の等閑に付せらるゝ理由は、減價が普通の費用の如く直接之に對し或支出をなすものにあらすして長期間に亘り知らず識らずの内に所有資産の價格上に生ずる減少なるが故なり。

凡そ或貨物を製造するに當て直接消費さるゝ材料例へば燃料、油の如きは該製品の費用として其原價に課せらるゝこと勿論なり。斯の如く一度の使用により消耗さるゝ物品が當然其製品の費用として取扱はるゝ以上は、今一ケ年間製造に使用さるゝ壽命一ケ年の或設備の如き又は或器具の如きは其一ケ年間に生産さるゝ製品總體に費用として課すべき道理なり。

從て又機械の如き工場の如き一層長期間に亘り使用さるゝ資産に就ても道理は同様にして、假令其使用期間が五ケ年なりとも將た五十ケ年なりとも是等の價格は之を使用せし全期間に亘る費用として取扱はざるべからず。今一ケ年を一會計期間と考へずに生産の全期間を一會計期間と見做せば、機械の買入代價も專賣特許權の買入代價も皆な其生産の費用たるな

り。若し一製造業者が其製造工場を他人より賃借りして一ケ年に千個の製品を造るなれば年々支拂ふ家賃は其一千の製品の生産費の一部たること明かなり、從て若し會計期間を一ケ年以上に擴張して假りに十ケ年を以て一會計期間とせば一萬の製品の生産費は其十ケ年間に支拂ふ家賃の全額を含むものと云はざるべからず。是れ機械及專賣特許權に就ても亦全然同様にして、假りに兩者の壽命を十年なりとせば一萬の製品の生産費は單に十ケ年間の家賃のみならず尙ほ又使用せる機械の原價及專賣特許權の原價をも含むものなり。以上は所有物の減價が明かに生産上必要なる一種の費用たることを證するなり。然るに實際には生産の全行程は人爲的に若干の會計期間に分割せられ居る故之が經費たる固定資産の減價をも亦其分割せる數會計期間に人爲的の最良の配賦をなすこと必要たるなり。嘗て述べたる如く家賃利子其他時日に關係ある入費の前拂ひせられたる場合には、期末決算の際其後期に屬する分を未經過入費若くは前拂入費或

は又整理勘定なる名稱の元に繰延資産として現はすなり。斯くて今十二月一日に或會社にて向ふ六ヶ月間の利子として參百圓、向ふ三ヶ月間の家賃として九百圓、向ふ一ヶ年間の保険料として千貳百圓を前拂ひせりとせば十二月卅一日に同會社の貸借對照表を作る時には其資産の部に前拂利子貳百五拾圓、前拂家賃六百圓、未經過保険料千百圓として現はるべし。然るに前述せる如く全體の生産行程より考ふれば機械及專賣特許權の總原價は單に生産の一費用にして毎期末に其一部を過去の營業に課し残る所を將來の營業行程に課すべきものなる故、其關係は恰も家賃、利子、保険料の前拂をなせしとき期末に其支拂額を經過せる時日に比例して割當て殘る所を繰延資産として取扱ふと全然相同じく、唯だ減價の場合には各期間に割當すべき分界線が非常に漠然たるの差異あるのみなり。故に減價償却を必要とする工場、家屋、機械器具等の價格を現はす資産科目は理論上に於ては前拂利子、未經過保険料等の整理勘定と同じく一種の繰延資産たるな

り。從て減價を償却する直接の目的は異なる數會計年度の利益高を可成均一ならしむるにあり、蓋し減價償却をなさざるときは機械器具等は其壽命年限に達し最早使用に堪へざるに至りし年度に其全原價を費用として現はさざるべからず。今假りに機械の原價を貳拾萬圓とし其壽命年數を二十ヶ年とし此原價にて二十ヶ年間帳簿に現はされたりとせば、所有者は最後の年度に於て拾九萬圓、尠餘計の損失を蒙り前十九ヶ年間に於て同額、尠其營業利益高を過大に計算せしものと云ふを得べし。從て斯る計算法は若し其所有者若くは會社の株主に變動なき場合には餘り他日の思慮なきものと云ふべく、若し又其所有者若くは株主に變動あるときは不公平なるものと云はざるべからず、而して何れの場合に於ても最後の年度迄は會社の資産は實際の状態を顯はさざる故、債權者に取ては危険なりと云はざるべからず。

減價償却の性算及目的は以上論述せる所の如し、而して今之に關する歐米

各國の法規を調査するに獨逸、佛蘭西、白耳義、瑞西、奧太利等の諸國にては何れも法律にて固定資産の減價償却額は其營業純益額を算定する前に費用として収益に課せざるべからずと規定し、又英、米兩國にては大陸諸國に於けるが如く減價償却を以て其純益を決定する以前に収益より控除すべき費用なりとの法規は之れなきも其判決例に於ては亦明かに此主義を認むるものなり。

(二) 減價償却の方法

減價の償却が會計上當然必要なりとして次に研究すべきは之れが計算方法なり而して此計算に關しては(一)原價(二)壽命年數(三)廢物價格の三要素を得ざるべからず。其内壽命年數と廢物價格とは計算上極めて肝要なるも是等を精確に知ることは殆んど不可能なり、是れ壽命年數に就ては同一資産にても其構造品質、使用法、修繕手入れの程度等諸種の事情に依て異なり、又廢物價格は之を物質上及經濟上兩方面の複雑なる關係より決せざるべ

からざればなり。故に此兩者は各場合に専門家の鑑定に基き唯だ大體の見込數を採用するの外なし。然り而して是等三要素を知て計算すべき問題は、減價額即ち原價と廢物價格との差額を其壽命年數に如何に割當つべきかにありて、此割合を決するには種々の計算方法使用せらるゝも茲には其内最も優れたるもの三つに付以下説明すべし。

(一) 一定額賦拂法

一定額賦拂法(Fixed Instalment method)とは最も單純なる方法にして減價額を壽命年數に割當て毎年利益金に對し終始同額の償却費を賦課するにあり、即ち原價より廢物價格を差引きしものを壽命年數にて除せる商(從て若し壽命年限後廢物價格なき時は其原價を其儘壽命年數にて除せる商)を年々の減價額として償却するにあり。換言せば此方法は年々償却すべき減價の割合を其原價の上に定め即ち原價の確定歩合を以てするものなり。斯くて今減價六百圓の機械が五ヶ年間使用に堪ゆるものとし其五ヶ年末に廢

物としての價格を百圓なりとせば、毎年此減價償却費として収益に課すべき金額は百圓即ち其原價の一割六分六厘六毛強なりとす。之を代數式にて現はせば

$$D = \frac{V_1 - V_2}{n}$$

D は年々の減價償却額、n は壽命年數、V₁ は原價、V₂ は廢物價格

此法の長所は非常に簡單にして且つ其計算の容易なる點にありて、壽命年數の短く大修繕大改良等を要せざる資産には此法最も適當す。而して此法の短所として受くる批難は絶えず最初の買入原價に關係するを要するの點にあり。想ふに若し減價償却に關する記帳法が當該資産を示す勘定口座の貸方に記入せられて其借方原價より直接に差引かるゝときは、此勘定口座には常に該資産の現在價格を現はし居るに付、斯る場合には此方法は最早其勘定口座に現はれ居らざる昔の原價に繰返し關係するを必要とする故、右の批難は稍々顧みるに足るも、若し否らずして之に關する記帳法

が別に減價償却勘定を設けて當該資産を示す勘定は常に最初記入せる原價にて現はさるゝ場合には右の批難は全然價值なきなり。(減價償却に關する記帳表示法の項参照)

(二) 遞減賦拂法

減價償却の第二法は遞減賦拂法 (Reducing Instalment method) と稱し此法は減價償却の割合を原價の上に計算せず未償却部分たる繰越價格の上に計算するものにして、即ち毎期末に其年度の減價額を差引きて繰越し來れる價格に對し常に同一の率を以て償却するにあり。第一法たる定額賦拂法にては常に原價の一定歩合を償却するが故、毎年の減價額は同一なるも、第二法にては毎年減少し來る繰越價格の一定歩合を償却するが故、其減價額は年々次第に遞減するなり。例へば前に與へたる原價六百圓、壽命年數五ヶ年、廢物價格百圓の機械に付、其減價償却額は第一法にては原價の一割六分六厘六毛強にして五ヶ年間を通じ毎年百圓なるも、第二法にては次に示す

如く前年度より繰越せる價格の三割〇一厘二毛にして、第一年度は百八拾圓七拾貳錢、第二年度は百貳拾六圓貳拾八錢、第三年度は八拾八圓貳拾五錢、第四年度は六拾壹圓六拾七錢、第五年度は四拾參圓〇八錢なるが如し。而して此法にて年々資産の繰越價格より差引くべき減價の確定歩合を見出すには其壽命年限到來せしときに該資産の帳簿に現はるゝ價格が其廢物價格即ち之を廢物として賣却することにより收め得べき價格に一致する様計算するものにして之を算定する公式は次の如し。

V は原價、r は年々繰越價格より差引くべき減價の歩合、

n は壽命年數、R は廢物價格

$$V(1-r)^n = R$$

右の方程式より實際計算に應用し得べき公式を求むれば次の如し

$$V(1-r)^n = R$$

$$\therefore (1-r)^n = \frac{R}{V}$$

$$\begin{aligned} \therefore 1-r &= \left(\frac{R}{V}\right)^{\frac{1}{n}} \\ \therefore r &= 1 - \left(\frac{R}{V}\right)^{\frac{1}{n}} \end{aligned}$$

右の公式は對數を用ひて容易に解答するを得べし。而して此公式は壽命年限後廢物となりしとき無價格の資産には全然適用する能はざることとを注意せざるべからず。即ち R=0 なる場合例へば消滅時効ある專賣特許權の如きには適應する能はず、然れども僅かに壹圓にても廢物價格の殘存する資産には總て此公式を適用し得るなり。

今第一法の場合に與へたる例、即ち原價六百圓、壽命年數五ヶ年、廢物價格百圓の機械に付其減價を遞減賦拂法により年々償却するには、先づ右の公式により對數を用ひて毎年償却すべき減價の歩合を求め其三割〇一厘二毛たることを算定せば此餘の計算は唯だ次の如く毎年其繰越價格より此歩

合の減價額を差引けば可なり。

原價	\$ 600.—
第一回減價償却額 (@ 30.12 % on \$ 600.00)	" 180.72
第一年末の價格	\$ 419.28
第二回減價償却額 (@ 30.12 % on \$ 419.28)	" 126.28
第二年末の價格	\$ 293.—
第三回減價償却額 (@ 30.12 % on \$ 293.00)	" 88.25
第三年末の價格	\$ 204.75
第四回減價償却額 (@ 30.12 % on \$ 204.75)	" 61.67
第四年末の價格	\$ 143.08
第五回減價償却額 (@ 30.12 % on \$ 143.08)	" 43.08
第五年末の價格	<u>\$ 100.—</u>

右の關係を一表に現はせば次の如し

年度	各年度の始めに於ける價格	各年度の減價額 前年度繰越額の三割〇一厘二毛	各年度の終りに於ける残存價格
1	600.—	180.72	419.28
2	419.28	126.28	293.—
3	293.—	88.25	204.75
4	204.75	61.67	143.08
5	143.08	43.08	100.—

500.—

此方法の長所は初年度に於て後年度より大なる減價をなすが故年數の重なり後年に至るに従ひ減價償却費の漸次遞減する點にあり。減價償却費の年々遞減するの利便なるは機械の如き此方法の普通適用さるゝ資産が原則として後年に至るに伴ひ其修繕費の増加するためにして、即ち新らしき初期の間は之れが修繕維持に要する費用僅少なるも、古くなるに従ひ漸

次増加するが故一方減價償却費の減少は此修繕維持費の増加を相殺すればなり。蓋し修繕維持費も減價償却費も双方共に費用として利益に賦課さるゝ故修繕費の次第に増加することと減價額の漸次減少することとは毎年利益に對して賦課する費用を均一ならしめ、從て生産の収益を其生産の全期間に對し均一に分布するを得ればなり。尙又減價償却費の漸次減少することは實際の事實と良く一致するものと云ふべきなり。何となれば今新奇の機械と之を一ケ年間使用したるものととの價格の相違は、九ケ年間使用せる機械と之を更に一ケ年多く即ち十ケ年間使用せるものととの價格の相違より遙かに大なるべし。故に減價償却額の初期に於て多く後年度に至るに従ひ漸次減ずるは減價を償却する資産の實際關係に適合するものと云はざるべからず。而して此法に對する批難は第一其複雑なる數學的計算を要するの點にあり。第二に此法にて初年度の収益に賦課する減價額の大なることは新設會社の場合に於ては其會計狀態に適應せず、何

となれば營業開始當時には營業未だ盛況に入らず自然其収益は少き故、此場合に右計算法を採用して多額の減價償却費を負擔するは財政上苦痛なればなり。從て此法は新設會社の會計部内には歡迎せられざるべし。

(三) 年金法

第三法は年金法 (Annuity method) として知らるゝものにして此法は原價より廢物價格を差引きし減價額と毎年其前年度より繰越し來る未償却價格に對して付する利息額とを其壽命期間内に償却し盡すことを得べき一定の同金額を年々収益に賦課するにあり。即ち此法に於ける年々の減價償却額は常に資産價格の減少を補充するのみならず尙又毎年遞減し來る其資産の繰越價格に付する利子をも償却するに充分なる一定の金額なり。此法は生産の原價は常に工場機械等の修繕維持費及減價償却費を含むのみならず尙ほ是等の資産に投じたる資本に對する利子をも包含すとの觀念に基くものなり。

而して此方法に於ける年々の減償償却額を見出すには、第二法よりも更に一層複雑なる代數的公式により對數を用ひて計算せざるべからず。今前二法の場合に使用せし例に付利子の割合を年六分と假定して此公式により其減償償却額を求むれば百貳拾四圓七拾錢となり五ヶ年間に於ける計算次の通り現はるべし。

原價	機械判定	
	(借方)	(貸方)
600.—	初年度償却高	124.70
36.—	▲殘高	511.30
636.—		636.—
511.30	二年度償却高	124.70
30.68	▲殘高	417.28
541.98		541.98
417.28	三年度償却高	124.70

25.04	▲殘高	317.62
442.32		442.32
317.62	四年度償却高	124.70
19.06	▲殘高	211.98
336.68		336.68
211.98	五年度償却高	124.70
12.72	▲殘高	100.—
224.70		224.70

從て此方法によれば年々機械の未償却繰越額に附せらるゝ利息額は利子勘定の貸方に記入せられて營業收益の一部となるが故減償償却費として毎年收益に賦課さるゝ實際金額は其償却高より毎年度の利息額を差引きたる殘高なり。而して毎年繰越額に附する利子は年と共に漸次減少するが故、此法にては名義上の償却高は毎年同一金額なるも其利子に對する償

却の部分を除けば資産其者の減價に對する實際の償却高は第二法の場合と反對に後年に至るに従ひ漸次増加するものなり。

此方法に對する反對は第一推定せる利子に對して償却をなし以て其資産の繰越價格を高價に現はすことにあり、其上減價償却を行ふ資産に投ぜる資本額に對してのみ利子が附せられて他の資産に投ぜる資本額に之れが附せられざるは理論上不一致なりと云はざるべからず。且つ又資産の未償却繰越額に利子を付することは或特別の場合を除きて普通の場合には實際上之れなきと共に理論上斯る必要も亦之れなきなり。

(四) 以上三法の比較優劣

減價償却に關する以上三法は斯の如く其間に非常の相違ありて、若し第一法たる定額賦拂法によれば年々収益に賦課する減價償却費は一定不變なるも、第二法たる遞減賦拂法によれば右償却費は最初の數年間其額大にして後年に至るに従ひ漸次減少し、第三法たる年金法によれば之れと反對に

最初の間は少にして後年に至るに従ひ漸次増加し最後の年度に於て其額最も大となるなり。

今以上説明せる各方法により原價六百圓、壽命年數五ヶ年、廢物價格百圓の資産に付算出せる年々の減價償却額を比較せる表を作成せば次の如し。

表中年金法を示す欄に於て(甲號)の方は利子に對する償却費をも含むもの(乙號)の方は此利子償却費を除き資産の減價其者のみの償却高を現はすものなり。

年 度	定額賦拂法 <small>原價の一分六分六厘六毛強</small>	遞減賦拂法 <small>繰越價格の三割〇一厘二毛</small>	年金法(利子歩合六分)	
			甲 號	乙 號
初年度	100.—	180.72	124.70	88.70
二年度	100.—	126.28	124.70	94.02
三年度	100.—	88.25	124.70	99.66

四年度	100.—	61.67	124.70	105.64
五年度	100.—	43.08	124.70	111.98
合計	500.—	500.—	623.50	500.—

三法の内其の何れが優れるかに付學者の意見は區々にして、デクシロ氏は定額賦拂法を以て壽命年數の短き資産に適し遞減賦拂法は工場機械の如き後年に於て修繕維持費の大なる資産に適し年金法は鑛區の如き資産に適すとす。歐米諸國にては皆な其法律又は判決例に於て固定資産の價格に對し減價償却をなすべき旨を規定するも、其減價計算の基礎となすべき價格の選定、壽命年數の見積の如きは一般に會社重役の自由に放任しあり。彼の成文法にて最も詳細の規定をなす獨逸に於ては或場合に其壽命年數をも法文にて規定し居ることあるも、計算法に關しては以上三法中何れを選定すべきか法律上何等の規定なし。

減價償却に關する以上三方法の比較優劣を論ずるに當り注意すべきは、減價を年々償却するの目的は之に依て異なる營業年度間の費用を可成均一ならしむるにあることなり。既に説明せる如く製品の原價は工場機械の修繕維持費と其減價償却費との双方を含むべきものにして、是等兩費目として支拂はれたる金額全部は當然該工場機械の壽命期間に産出する總製品の原價に對し均等に賦課すべきものなり。而して是等に關する實際の支拂が每營業年度に於て一様ならずと云ふ事實は右均一賦課主義を變ずべき理由とはならざるなり。今半ヶ年分の家賃又は利子を一時に支拂ひたりとて之れが専ら其支拂月に屬する費用なりとは何人も考へざるが如く、今機械が其壽命の初年度に於て後年度より減價償却費の大なる事實も亦初年度の製品原價に對し特に多大の償却費を負擔せしむべき理由とはならず、又其修繕維持費が後年度に於て初年度より大なるの事實も後年度の原價に對し特に多額の修繕維持費を負擔せしむべき道理とはならざる

なり。故に年々償却すべき所有資産の減價額を定むるに當り、最も完全に
して且つ學理上最も正當なる方法は減價の外に、其修繕維持費をも計算に
加へ其實際の支拂時期には關係なく當該資産の壽命年數に其減價の總額
と修繕維持費の總額とを均等に割當つるにあり。從て之が爲には先づ其
資産が壽命年限迄に失ふ減價額と要する修繕維持費の總額とを計算し右
兩者の合計額を其壽命年數にて除し得る金額を以て年々の償却費となさ
ざるべからず、換言せば減價償却費として及修繕維持費として年々均一の
賦課をなすにあり。然れども理論上完全なる右の方法は壽命期間に要す
る修繕維持費の總額を豫知することの困難なるため實地に之を適用する
は殆んど不可能なり。從て斯く修繕維持費に就て年々均一の賦課を行ふ
能はずして毎年此費目に對し實際に支拂はれたる金額が其年度の費用と
して取扱はるゝ以上は減價償却に付前記三法中遞減賦拂法を採用するを
以て最も優れりとす。是れ蓋し該法によれば減價償却費の年々遞減する

ことが一方に於て其修繕維持費の次第に増加することと相殺して比較的
に是等兩費目の収益に對する年々の賦課を均一に近づかしむるを得れば
なり。

(五) 物質的原因以外の理由より生ずる減價の償却法

固定資産の或者に就ては其減價が物質上の破損磨滅によらずしてそれ以
外の理由により發生することあり。彼の製靴業者の有する靴型の如きは
之れが著例にして即ち是等の靴型は容易に磨滅破損するものにあらず、從
て五年、十年に物質的には減價なし。然れども實際には使用後數年ならず
して流行の變遷により新型と取換へらるゝこと多し、斯くて流行に外れた
る靴型は自然廢物となりて價格を失ふに至る。即ち此減價は破損磨滅に
よりしにあらざして寧ろ流行變遷のため其使用價格を失ひたるによるも
のなり。又機械の如きは日進月歩の今日絶えず改良せられたるもの又は
新に發明せられたるもの生ずるが故、製品の改良事業の發展を期するが爲

には常に是等新式の機械を購入して舊式の機械と取換へざるべからず、其結果從來使用せる機械は未だ其壽命年限に達せざる以前に於て既に廢物となるに至ること屢々之れあり。從て機械に就ては物質的原因に基く普通の減價の外に斯く技術の發達に伴ひ其改良新發明の起るがため尙以上の減價が不時に生ずることあるを豫期して、何時にても舊機械を見捨て、新奇改良のものを取換へ事業の成功に資するの用意なかるべからず。而して之が爲めには機械の減價償却に就ては其壽命年數を物質的消耗破損より打算せる普通の年數より短く見積りて年々の償却高を大とせざるべからず。然れども今假りに或機械の普通壽命を二十ヶ年と見て大凡何ヶ年目に改良せるもの又は新發明のものと取換へざるべからざるや、は不確實不確定のことにして之を豫知するは殆んど不可能なり。

從て以上の如き物質的原因以外の理由により生ずる減價の償却法に就ては、若し斯る減價が果して發生すること及び其發生する大凡の時期を確實に推知し得るときは之に應じて單に其壽命年數を短縮し普通の場合と同様に償却すれば可なり。然れども若し斯る減價の果して發生するや否やを豫知する能はざるときは之れ寧ろ不慮の損失に外ならざる故、該資産に對しては其普通の壽命年數に從つて減價償却を行ふ外斯る不確實なる不慮的損失の豫期に對して別に一種の積立金を準備するを以て良策とす。

(六) 無形資産の減價償却法

無形の固定資産の減價一層適切なる語を以てせば無形資産の價格消滅は有形資産の減價の如く物質的消耗破損によるものにあらざるも時の経過と共に避くべからざるものたるは二者相同じ。例へば專賣特許權、意匠權、商標權の如きは固定無形資産にして是等は其權利の存在に時の制限ありて一定の年月を経過すれば法律上當然消滅するものなり、故に若し是等の權利を他人より代價を拂つて讓受け資産として有するときには其價格の全部を右壽命期間内に償却せざるべからず。尙ほ是等の權利は資産とし

て寧ろ不確實なるもの故其價格を壽命年限より早く償却して法律上の終期到來前に無價格となすを以て會計上安全確實なる方法なりとす。即ち無形資産の減價償却に就ては一般的原则として其價格の不確定不確實なる資産たる丈其減價償却は一層嚴格に一層迅速に行はざるべからず。

(三) 減價償却に關する記帳表示法

所有資産の減價償却を記帳する方法に二つあり。例へば今或會社にて減價に關する計算をなす前の貸借對照表を次の如しとなす。

資産の部		負債の部	
一、工場及機械	一〇〇、〇〇〇、〇〇	一、株金	一〇〇、〇〇〇、〇〇
一、其他の資産	五〇、〇〇〇、〇〇	一、法定積立金	三〇、〇〇〇、〇〇
		一、配當平均積立金	一〇、〇〇〇、〇〇
		一、損益	一〇、〇〇〇、〇〇
合計	一五〇、〇〇〇、〇〇	合計	一五〇、〇〇〇、〇〇

假りに工場機械の減價に對し參千圓の償却をなすとせば此記帳法に二法あり。第一法は次の仕譯の元に減價償却額を工場機械勘定の貸方に記入して其價格を九萬七千圓に減ずるなり。

(借) 損益 三、〇〇〇、— (貸) 工場機械 三、〇〇〇、—

第二法は減價償却額を第一法の如く直接に工場機械勘定の貸方に記入せずして工場機械の價格は原價の儘に存し置き、次の仕譯の元に之を減價償却積立金なる獨立の科目を以て處理するなり。

(借) 損益 三、〇〇〇、— (貸) 減價償却積立金 三、〇〇〇、—

而して第一法の場合に之れが貸借對照表に現はるゝ形式は次の如くにして工場機械勘定は原價より其減價償却額を差引きたる現價にて表はるゝなり。

資産の部		負債の部	
一、工場及機械	九七、〇〇〇、〇〇	一、株金	一〇〇、〇〇〇、〇〇

一、其他の資産	五〇、〇〇〇、〇〇	一、法定積立金	三〇、〇〇〇、〇〇
		一、配當平均積立金	一〇、〇〇〇、〇〇
		一、損益	七、〇〇〇、〇〇
合計	一四七、〇〇〇、〇〇	合計	一四七、〇〇〇、〇〇

即ち此場合の貸借対照表は第二法の場合の貸借対照表の如き誤解を招く
 の缺點なきも、工場機械に就て唯だ其現在の價格を表はすのみにして其原
 價の幾何なりしや又其減價償却高の幾何なりしやは此表に依て知る能は
 ざるの憾みあり。

次に第二法の場合に普通作らるゝ貸借対照表の形式は次の如し。

資産の部		負債の部	
一、工場及機械	一〇〇、〇〇〇、〇〇	一、株金	一〇〇、〇〇〇、〇〇
一、其他の資産	五〇、〇〇〇、〇〇	一、法定積立金	三〇、〇〇〇、〇〇
		一、配當平均積立金	一〇、〇〇〇、〇〇

合計	一五〇、〇〇〇、〇〇	一、減價償却積立金	三、〇〇〇、〇〇
		一、損益	七、〇〇〇、〇〇
		合計	一五〇、〇〇〇、〇〇

右の貸借対照表は之を見る者をして減價償却積立金を以て工場機械に對
 しなされたる減價償却額たるを思はしめずして之れが他の法定積立金配
 當平均積立金等と同様利益の積立留保たるを示すものなりとの誤解に陥
 らしむるの危険あり。此點よりして減價償却額を記帳するに當り之を當
 該資産勘定より差引く代りに償却積立金勘定を以て處理する記帳法は會
 計上一種の詐偽的手段となるべしとて第二記帳法は屢々會計學者に依て
 排斥せられたり。而して此恐れよりして獨逸法に於ては減價償却額を記
 帳するに之を別勘定の貸方に記入するを不法となし必ず當該資産の價格
 より減ずる様記帳すべきを命ず。然れども第二法により減價償却積立金
 勘定を以て處理せし場合にては次に示す如く其貸借対照表を作成する際

之を現はす形式に注意して、即ち減價償却積立金勘定の貸方に記入せる金額を此表負債の部に現はさず其資産の部に於て原價より之を差引き現はすこととせば、右の危険も亦其批難をも充分避くるを得べし。

貸借對照表	
資産の部	負債の部
一、工場及機械 九七、〇〇〇、〇〇	一、株金 一〇〇、〇〇〇、〇〇
原價 一〇〇、〇〇〇、〇〇	一、法定積立金 三〇、〇〇〇、〇〇
減價償却高 三、〇〇〇、〇〇	一、配當平均積立金 一〇、〇〇〇、〇〇
差引現價 九七、〇〇〇、〇〇	一、損益 七、〇〇〇、〇〇
一、其他の資産 五〇、〇〇〇、〇〇	合計 一四七、〇〇〇、〇〇
合計 一四七、〇〇〇、〇〇	

尙ほ或學者は第二記帳法によりし場合にて其使用する科目に注意して、即ち普通使用する減價償却積立金なる科目を用ひず其積立金なる末句は除き單に減價償却勘定或は減價勘定なる科目にて現はすこととせば

減價償却金と利益の變名たる他の積立金との混同を避くるを得て上述の如き誤解と批難とを免るべしと主張す。

(四) 我國會計部内に於ける減價償却の状態

我國の會社會計部内に於ては減價償却に關する觀念極めて幼稚にして、或者は寧ろ之れが必要を認めざるもの如く其所有する巨額の固定資産に對し僅かに申譯的名義計の償却準備金を有するに過ぎざるものあり。假令之れが必要を認識して決算期に減價償却をなす者と雖も他の營業費同様之れが収益上必要缺くべからざる一種の費用たることは未だ認めずして、營業利益額を決定したる後其純益金より配當金及積立金等と同じく支辨すべきものと考へ、從て減價に對する年々の償却高を大體に於て利益高に比例せしめ、其利益額の大なりし營業繁盛期には減價償却を行ふも一旦營業不振に陥れば之を度外視して利益なき或は利益尠き年度には全然之をなさざるなり。尙ほ甚だしきは減價償却に對する準備金を以て恰も法

定準備金、配當平均準備金等と同一視して利益の積立留保と看做すの觀あり、彼の某市街鐵道會社にて或る決算期に其減價償却準備金を減じて配當金を増加せし如きは明かに之を證明するものなり。然れども既に述べたる如く減價償却費は原則として營業利益額を決定する前に計算すべき必要避くべからざる一種の入費なる故純益金の有無に拘らず必ず其年度の費用として賦課すべく、假令營業の成績が缺損となりたる場合に於ても償却すべきものなり。此主義は今日唯に會計家の主張する所なるのみならず、歐米各國にては其の法規にて明かに之を認め居れり。又減價償却準備金は所有資産の減價額を示し一度此準備金に繰込まれたる利益は永久に損失にして配當平均準備金の如く再び利益に復するの機會なきものなり。

第八章 負債に關する會計上の問題

負債に關し論究すべき會計上の問題は資産に關する問題に比し極めて單純なり、是れ主として負債には棚卸の必要な結果にして即ち資産に就ては非常に複雑なる評價問題も負債に就ては全然起らざればなり。而して尙ほ資産に就ては其固定性のものは歲月の經過と共に消耗破損其他の理由より其價格の漸次減損すること避くべからざる故前章にて説明せし如く減價償却の問題生ずるも、負債には復た此事なくして苟も營業の常態に繼續する限り常に其全額を以て現はすべきものなり。従て會計上負債に關し生ずる研究問題は以下順次説明する數項に過ぎず。而して本章にて負債とは總て外部負債を意味するものとす。

(一) 負債の種別分類

嘗て貸借對照表に於ける資産負債の分類排列法の項にて説明せし如く、負債を表示するに當り諸種の債務を種類性質の異同により適當に分類區別せば貸借對照表に於ける其表示を明瞭ならしめ從て同表の價值を増加するを得べし。而して其分類法に就ては流動負債即ち短期の負債と固定負債即ち長期の負債とを區別すること例へば銀行當座借越、支拂手形、掛借金等を抵當付長期借入金及社債等より區別すること最も肝要なり。蓋し此兩者を區別して現はせば之に依て目下短期に償却せざるべからざる負債幾何ありや、從て營業上の現在資力は幾何なるかを推知し得ればなり。此他尙ほ流動負債中にも手形上の債務と帳簿上の債務とを區別するが如きも亦必要なり。而して如何なる程度迄斯る區別分類を行ふべきかは一方資産の部の分類と均衡を保ちて、各場合の狀況に應じ任意適當に定めざるべからず。此處に各場合の狀況に應じ適當に分類すとの意味は、例へば銀行が其出資者たる社員又は株主に示すため作る貸借對照表に於ては預

金者に對する負債を詳細に分類すること其目的より見て適當なるも、社會公衆へ公告のため作成する同表に於ては是等を預金なる一科目に總括することが其目的より見て充分にして且つ適當なるが如し。而して理論上負債は資産と同様財産にして後者の積極的財産たるに對し消極的財産として知られ、彼の内部負債たる資本とは根本的に相違するものなり。從て之を貸借對照表に記載するに當て資本とは嚴に區別せざるべからず。尙ほ此思想に關連してレム (Rehm) 氏は負債を貸借對照表に現はす形式に付次に示す如く、之を資本と共に貸方に列記する代りに借方資産額より差引として現はすを以て經濟的觀察より最も適當なる形式なりと主張す。

貸借對照表	
借方	貸方

一、工場機械器具	六二〇、〇〇〇、〇〇	一、資本的負債	六二〇、〇〇〇、〇〇
一、其他の資産	五〇、〇〇〇、〇〇	株金	六〇〇、〇〇〇、〇〇
合計	六六〇、〇〇〇、〇〇	積立金	一〇、〇〇〇、〇〇
負債額	四〇、〇〇〇、〇〇	一、當期利益金	一〇、〇〇〇、〇〇
差引	六二〇、〇〇〇、〇〇	合計	六二〇、〇〇〇、〇〇

然れども會計上の表示形式としては資本と共に之を貸方に列記するを以て元より適當なりとす。

(二) 負債に對し支拂ふべき利子の計算

借金の利子計算に關する問題は負債に關し生ずる會計上の諸問題中最も趣味あるものなり。今貸借對照表に營業上の負債額を正確に現はすには、債務中其期日に至り元金に利子を付して支拂ふものに付其利息額中此表作成日迄の期間に割宛てたる金額を繰延負債として取扱はざるべからず。

而して之を貸借對照表に掲ぐるには未拂利子なる獨立科目によるか或は便宜上其借入元金に加へ現はすべきものなり。從て利子全額を前拂ひしあるときは其金額中未経過日數に割當てたる分は未経過利子又は前拂利子なる科目の元に繰延資産として取扱ふべきものとす。斯る計算は短期の借金即ち流動負債の場合には極めて簡單なり。而して社債の如き長期の借金に就ても亦最近の利子支拂期以後に於て其社債に付生じたる未拂利子の計算は短期借金の場合同様簡單にして、斯る單純なる利子の計算法に關しては流動負債の場合も固定負債の場合も實際上何等の相違なし。唯だ固定負債の場合に於て社債を額面以上又は以下にて發行せしとき其打歩又は割引料に付きては其計算法複雑にして會計上の取扱法も亦一様ならず。蓋し社債を打歩にて發行せるとき之を債權者たる社債應募者より觀察せば、其支拂ひたる打歩は市場の利子より高率の利子を將來受取る利益に對し支拂へる代價に外ならず。又之を債務者たる社債發行者より

觀察すれば、受取りたる打歩は社債を償還する迄市場の金利より高率の利子を支拂ふ義務に對し一時に受取りたる報酬に外ならざるなり。今若し某會社にして其信用及其當時の金融市場の状態が期限二十ヶ年、利子年五分の社債を平價即ち額面百圓を價格百圓にて發行するを得たりとせば、其社債を同期限、利子年六分として發行するには之を大約百拾貳圓四拾六錢の價格にて賣出さざるべからず。故に此拾貳圓四拾六錢の打歩は會社が將來二十ヶ年間一分丈高率の利子を支拂ふ義務に對し得たる報酬なり。然るに年々社債に對し支拂ふ利子は當然其年度の費用として處理せらるゝが故、最初社債發行の際受取りし打歩は發行より償還迄の間の利益高を均一ならしむるため其期間の年數に分布せざるべからず。従て社債發行の際受取りたる打歩の正當なる處理法は之を社債打歩勘定の貸方に記入して繰延負債となし置き、年々其一部を損益勘定の貸方に振替へ記入し毎年費用として同勘定の借方に記入さるゝ社債權者への支拂利子と相殺す

るにあり。然れども實地取扱法に於ては屢々此打歩全額を積立金勘定に組入れ處理することあり。此方法は理論上不正當なるも保守思想の觀念より寛恕せられ強いて批難するものなし。之に反して此打歩を直に其年度の損益勘定の貸方に収益として記入するの取扱法は明かに不當として反對せざるべからず。何となれば打歩は如何なる意味に於ても利益にあらずして尠くとも之を受入れたる社債發行年度に屬する利益とは看做すべき理由なければなり。従て以上三種の處理法中第三の方法は絶対に反對すべく、第二法は理論上に於ては批難なきにあらざるも實際上の見地より不可なく、第一法は其計算法稍々複雑なるも理論上最も正當なるものとす。

次に社債を額面以下にて發行せる場合の割引料に關しても亦打歩に對すると同様の理論適用せらる。即ち此場合の割引額は社債發行者より見れば將來償還期迄其信用及市場の狀況に應じ當然支拂ふべき利率より低き

利子を支拂ふ利益に對する代價にして、換言せば其低き丈の利子を一時に前拂ひしたるものに外ならず。從て理論上之を其發行年度の損失とは決して看做すべからず。故に發行の際此割引額は社債割引料勘定の借方に記入し繰延資産として處理し置き、之を其償還迄の期間に割當てたる一部宛を年々損失に振替へ消却し、斯くして毎年損益勘定へ社債利子としての賦課を其債券所有者に支拂ふ名義上の利子額よりも寧ろ平價發行のとき支拂ふべき利子額に一致せしむるなり。然れども實際上の取扱法は理論上正當ならざるも確實を旨とする保守思想より當然割當すべき年數よりは少き年數に割當て、即ち短き期間内に消却し甚だしきは之を發行年度の損失として其全額を初年度の収益に賦課することあり。

(三) 自會社の發行せる社債券を買入れ取得せし場合の記帳取扱法

會社が自ら發行せる社債券を市場にて買入れ取得せしときは如何に之を

取扱ふべきか。元より會社が自己の社債券を所有する行爲の適法なりや否やは法律問題にして會計上干與すべき所にあらず。從て茲に問題は斯く取得したる社債券は實際資産なりや否や、若し資産なりとせば如何に之を會計上表示すべきかの點にあり。凡そ會社が自己の社債券を取得せしときには社債發行額を其額丈減ずることを得るは勿論なり、然れども之を以て其發行額を減消すべきや否やは之を取得せし目的の如何に據て決すべきものなり。即ち若し其發行額を減ずるの目的を以て之を取得せしものなれば取得せる社債券は當然其發行額より差引かざるべからず、而して此場合の貸借對照表は次の如く現はるべし。

資産の部		負債の部	
一、諸種の固定資産	一四〇、〇〇〇、〇〇	一、株金	一〇〇、〇〇〇、〇〇
一、有價證券	三五、〇〇〇、〇〇	一、社債	九〇、〇〇〇、〇〇
一、現金	一五、〇〇〇、〇〇	發行額	一〇〇、〇〇〇、〇〇

合計 一九〇,〇〇〇,〇〇

取得額 一〇,〇〇〇,〇〇
差引 九〇,〇〇〇,〇〇
合計 一九〇,〇〇〇,〇〇

然れども若し發行社債額を減少する意思にて取得せしものにあらざれば會計上に於ては之を資産として取扱ふを要す、而して斯る場合の貸借對照表は次の如く現はるべし。

資産の部		負債の部	
一、諸種の固定資産	一四〇,〇〇〇,〇〇	一、株金	一〇〇,〇〇〇,〇〇
一、有價證券	三五,〇〇〇,〇〇	一、社債	一〇〇,〇〇〇,〇〇
一、自會社々債券	一〇,〇〇〇,〇〇	未償還額	九〇,〇〇〇,〇〇
一、現金	一五,〇〇〇,〇〇	自會社所有額	一〇,〇〇〇,〇〇
		小計	一〇〇,〇〇〇,〇〇
合計	二〇〇,〇〇〇,〇〇	合計	二〇〇,〇〇〇,〇〇

以上の如く取得せる社債を其發行額より差引き償還せる場合と又之を社債券として生存せしめて資産となし所有する場合との間には記帳上明かに區別をなし、前の場合には其社債券は貸借對照表に現はれざるも後の場合には現はるゝなり。而して後の場合即ち取得せる自會社の社債券を資産として所有するときには之を貸借對照表に掲ぐるには明かに自會社の社債券たることを現はさざるべからず。否らずして之を他の科目の元に含ませしめ表示するは會計上許すべからず、例へば上記の貸借對照表に於て自會社の社債券を有價證券なる科目に含ませしめて掲ぐれば看者をして之を他會社の株券社債券又は國債證券と誤信せしむるが故不正なり。然るに此當然反對すべき形式の表示法が實際には屢々使用せられ、尙ほ之れが時には債權者を欺罔するの手段として利用せらるゝことあるなり。

(四) 不確實なる負債の記帳取扱法

偶然不慮に生ずる負債を會計上如何に取扱ふべきかは頗る困難なる問題

なり。之を製造業者に例を取り説明せんに、今製造家が其製造せる機械を保證して賣却せる場合に於て、斯る義務即ち其機械が當然固有の役立ちをなさざる場合には買主に對し其損害を辨償するの義務は普通少しも帳簿に現はさざるも、製造業者の財政状態を決定する上に斯る義務は肝要なる事實を構成するものと云はざるべからず。想ふに斯る債務を會計上取扱ふ最良の方法は之を絶對の負債として處理するよりは寧ろ之に對し相當の準備積立金を設くるにありとす。不慮の債務に關する今一層普通なる例は所有手形を他人に裏書讓渡し又は銀行にて割引せる場合にして、此際生ずる償還義務は絶對の負債にあらざるも他日其手形が不渡となるときは絶對義務となりて現はるゝものなり。然れども今日行はるゝ普通の簿記に於ては手形償還義務は一切帳簿に記載せざるを慣例とす、故に多數の手形を裏書し居るときは其内の或者が將來不渡となることを豫想して之に對する特別の積立金を設くるは會計上適當なる處置と云ふべし。唯だ

例外的に銀行簿記に於ては銀行が割引して所有する手形を資金融通のため他の銀行にて再割引したるとき其償還義務を再割引手形なる科目にて負債となして記帳處理することあり。

(五) 役員恩給基金の性質及其記帳取扱法

普通決算期に諸會社の發表する貸借對照表に於て其負債の部に役員恩給基金若くは使用人退職恩給基金なる名稱にて現はさるゝ科目あり、此科目が實際負債たるや否やに就ては研究すべき問題なり。若し或年限以上勤務し又は病傷老衰等により退職するものには一定の恩給を支拂ふべき契約が會社と其使用人との間に確實に締結せられ居るときは、斯る場合の恩給基金は其性質會社が其使用人に支拂ふべき俸給賃銀に異ならずして、年々此基金を構成するに必要な割拂額は一方に其年度の費用として収益に賦課し他方に將來或時期に至り使用人に支拂ふべき負債として記帳す、從て斯る場合に貸借對照表に現はるゝ此科目は實際其會社の負債たるな

り。然れども若し會社と使用人との間には恩給に關し何等確實なる契約あるにあらずして、其退職者に恩給を支拂ふは會社即ち資本主が使用人に對する任意の恩惠に過ぎざるときは、此科目は會社の負債と云ふよりも寧ろ利益積立の性質を有するものと云はざるべからず。從て斯る場合には之を貸借對照表に役員恩給基金なる名稱を以て記載するよりは寧ろ別途積立金若くは繰越金なる科目にて現はすを適當とす。

歐米諸國に於て役員恩給制度の最も完全に設定せられ居る會社にては、毎年恩給基金に對する割拂額は俸給賃銀の一部と看做して之を確實なる管理者即ち信託會社に供託して積立て置き、恩給金受領者には將來右管理者より直接其支拂を受けしむるなり。從て斯る場合には會社は唯だ年々該基金割宛額の拂込をなすのみにて、之に關する事務は擧げて之を管理者に委し、恩給基金に關する記帳計算は當然該會社の會計より全部削除され得べし。而して此場合には會社の俸給又は賃銀の支拂は二つの部分より成

立し、一は役員職工へ常時支拂はれ他は恩給基金管理者に支拂はるゝなり。

(六) 會社の利益金は何時より株主に對し負債となるや

凡そ株式會社に於て利益の配當を受くる権利は株主の權利中最も重要なものなり。然れども未だ其處分法を確定せざる會社の利益金は株主に對し其負債にあらず、從て株主は之れが分配支拂を強制するの權利なし。之に反し株主總會の決議を経て會社が其利益金中有效に宣告せし配當金は株主に對し絶對の負債にして、株主は之に對し支拂を請求し得るは勿論會社破産の場合に於ても配當金に付ては其破産財團に對し株主は外部債權者と同一の權利を有するなり。斯の如くして未だ其配當を宣告せざる間は株主は會社利益金に對し其支拂を強要するの權利なし。然れども優先株主が會社利益金に對する關係は普通株主の場合とは稍々異なるものゝ如し。蓋し會社にして實際に利益を得ざりしときは優先株主に對して

も配當すべき義務なきこと勿論なるも、營業より純利益を生じたるときは、
會社は其利益金より法定積立金を除きては其他何物をも支拂ふ前、先づ第
一に優先配當金を支拂ふべき義務あるが故、利益金の算定と同時に優先株
主に對しては其配當金支拂義務發生するものと言ひ得べければなり。

第九章 株金に關する會計上の問題

(一) 株式を額面以上にて發行せし場合の 打歩の取扱法

現今何れの國の法律に於ても株式は額面以下の發行を許さず、然れども額
面以上の發行は法の禁ぜざる處にして株式が打歩を以て發行せらるゝこ
とは實際上屢々之れあり。即ち銀行の如きは種々の理由よりして資本額
以上の資産を以て其營業を開始するを便とする故、歐米諸國にては銀行が
新設せらるゝ際其株式を打歩にて發行すること極めて多し。尙ほ又創立
後日既に久しく營業常に好成績を挙げ居る會社が増資をなさんとする如
き場合には株式は額面以上にて發行せらるゝを寧ろ普通とす。蓋し此場
合の應募者は既に非常の成功をなし居る企業に加入し得る故、新株式に對

し打歩を支拂ふをも敢て辭せざればなり。總て以上の如き場合の打歩は理論上資本の一部たること勿論なるも、會社の資本金は株式券面額にて現はすの必要あるが故止むを得ず之を他の科目の元に處理せざるべからず。而して普通には之を積立金となし我商法は之を法定積立金の一部となすべきを命ず、若し之を積立金となさざれば自然利益に加へられ配當金の一部を構成することとなるべし。然れども此打歩は前述の如く寧ろ資本の一部にして營業より生じたる實際の利益にはあらざる故性質上配當の目的となすべきものにあらざ、從て獨逸及我國の商法は之を損益勘定に加ふることを絶対に禁止し唯だ英國の法律は之を許す。然れども其法律的規定の如何に拘らず何れの國にても謹慎なる會計家は決して之を利益に加へざるなり。

然るに會計上屢々發行株式に對し果して打歩が支拂はれたるや否やを決するの困難なることあり。例へば今茲に一會社が拾萬圓の株金を以て組

織せられ、而して或製造工場の所有主と交渉して同人より名義上九萬圓の價格を有する其工場と現金九千圓とを受入れ之に對し會社の株式九萬圓を與へたりとせば、此取引を會計上處理するに當り其解釋法は種々にして、屢々受入れたる現金を以て發行株式に對する打歩なりと解するも、一方に於て保守的解釋をなすものは之に反して工場と現金との雙方の實價が合せて九萬圓となり從て株式は平價にて發行せられたるものにして打歩を有せずとなす。又時としては此解釋の基礎を殘餘の株式壹萬圓の發行せられたる條件の如何に係らしむることあり、即ち若し殘餘の株式が額面上假りに百拾圓の割合にて現金を以て拂込まれたりとせば、工場及現金と引換へに發行せる株式も亦同割合の打歩にて發行せられたるものと解するなり。然れども此解釋法も亦決して正當なるものにあらず、何となれば右の場合に會社が其資本金を假りに九萬百圓と定め、其内九萬圓は前記の如く價格九萬圓と稱する工場と現金九千圓との引換へに發行せりとせば、

發起人が残る百圓丈の株式を百拾圓其他法外なる打歩にて拂込みをなすは極めて容易なり、斯くして發起人は其株式の大部分を以て買入れたる工場を口實として株金以上の多額の過剰金額を作るを得ればなり。故に此の如き場合に於て發行株式に打歩の成立し居るや否やは斯る單純なる推定の元に決すること不可能にして、想ふに引受株式に對し支拂はれたる財産の實際價格を慎重公平に評價することにより之を決するの外なし。

(二) 株式が金錢以外の財産に對し發行せられたる場合

株式の拂込が現金にてなさるときは額面通の拂込が果して行はれたるや否やを確認すること容易なるも、若し拂込が金錢以外の財産を以て行はれたるときは果して額面通りの拂込ありたるや否やを確むること實際上容易ならず。法律は株式を額面以下にて發行することを禁ずる故假令株式が金錢以外の動産不動産にて拂込まるゝ場合にては額面丈の拂込みあ

るを要すること勿論にして、唯だ此場合には株式に對し受入れたる財産の評價に付困難あるなり。例へば今株式を發行して地所、建物、機械、原料品、製品、賣掛金、暖簾等を包含する或製造會社の營業を譲受けたる場合の如き是等の資産を評價する満足なる方法なし。蓋し斯る複雑なる財産に就ては有價證券評價の場合の如く引用すべき市價なく、且つ又其原價を正當に定むべき準據もなし、何となれば是等多數の財産中には賣主が之を獲るに法外の高き代價を支拂ひたるものも亦實價より格安に仕入れたるものもあるべければなり。而して株式が金錢以外の財産に對し發行せられたるときは、是き受入れたる財産の價格が交付せる株式の額面價格に一致するときは、是れ商品を買入れ其代金に對し約束手形を振出したる場合と道理上何等の相違なくして、受入財産と發行株式とは貸借平均するなり。然れども此場合に若し受入れたる財産の價格が發行せる株式の金額より小なるときは、會計上此差額を明かに現はさるべからず、即ち記帳上に於ては貸借平均

の理常に保たざるべからざる故受入財産の價格と發行株式の額面價額との差額(D)は或科目に依て補はざるべからず。斯くして受入れたる財産(P)が株金(C)より小なれば貸借對照表は $\text{P} \parallel \text{C}$ たるを現はさずして、 $\text{P} \parallel \text{C} \parallel \text{D}$ 即ち $\text{P} + \text{D} \parallel \text{C}$ として現はるべし。而して此差額が株主より更に取立て得るときは之を資産として現はし、若し取立て能はざるときは是れ明かに株式を割引にて發行せるもの故株式割引額として處理すべきものとす。然れども實際會計に於ては斯る場合に株式割引額を其會計上に現はすことは絶對に行はれざるなり。是れ蓋し株式の額面以下の發行は何れの國の法律も禁止するが故記帳上取引の眞想を明かに現はすときは法律違反となるが故なり。従て斯る際實際上普通に行はるゝ記帳法は受入れたる財産の價格を之に對し發行せる株式の券面額と同額なりとして現はすにあり。例へば今一會社あり其株金拾萬圓を以て年々五千圓の收益ありとす、されども其事業の性質よりして此利益は不充分にして株券相場は拂込額

面以下にあり、然るに會社重役は今一切の附屬財産を含みて五萬圓の價格ある他人所有の一製造工場を買取附加することにより其收益を一躍二倍となし得るを知り、因て會社は其資本を増加し株式を發行して之を買収することを決議せりと假定す。然るに其所有者は會社の株式五萬圓にては其工場を讓渡すことを肯せず、止むなく會社は之に對し七萬圓の株式を發行交付して其工場財産一切を買受けたりとせば、此場合の會計上正當なる記帳は次の如く財政を現はさざるべからず。

貸借對照表	
資産の部	負債の部
一、工場機械器具等 五〇、〇〇〇、〇〇〇	一、株金 七〇、〇〇〇、〇〇〇
一、株式割引額 二〇、〇〇〇、〇〇〇	
合計 七〇、〇〇〇、〇〇〇	合計 七〇、〇〇〇、〇〇〇

然るに實際會計部内に於ける記帳法は此状態を隠蔽して次の如く財政を表示するなり。

資産の部		貸借対照表		負債の部	
一、工場機械器具等	七〇、〇〇〇、〇〇〇	一、株金	七〇、〇〇〇、〇〇〇		
合計	七〇、〇〇〇、〇〇〇	合計	七〇、〇〇〇、〇〇〇		

事實株式が割引にて発行せられ居るときは取引其者は之れが會計上取扱はるゝ方法の如何に依て變ぜらるゝことなきも、其法律上の状態は斯くして發行株式に割引を行ひたるの事實を隠蔽することにより適法ならしむるを得るなり。蓋し財産の價格を正確に評定するは極めて困難なるが故、會社が會計上發行株式に對し受入れたる財産の價格を其株式券面額と同額なりとして示し居れば、裁判所は之を適法と看做し其財産を調査して之

れが額面以下の拂込みたるを吟味することは敢て企てざればなり。

斯の如く受入財産の價格が株式券面額に對し明かに不足あるを會社自身認識せる場合に、其取引を適法ならしむるため受入財産に過大の價格を付して記帳上虚偽の表示をなすは、如何なる場合に於ても常に財政の眞状を現はすを以て目的とする會計の主義原則に反するものと云はざるべからず。然れども會計上正當と認むる記帳をなすときは前に述べたる如く法律上其取引は明かに不法となるが故、會社が斯る場合に受入財産の價格を株式券面額に一致せしむるは必ずしも虚偽欺罔の行爲にあらずとして、相當の道理を付し之れが會計上敢て不法ならざることの辯護を試みたる學者尠からず。其内最も有力なる辯護説は次の如し。

會計の主義とする所謂財政上の眞實正確なることは斯く種々の物件權利を包含する製造工場の如き複雑なる財産を評價するに當ては如何なる方法によるも得べからず。従て或特別なる方法に依て其正當らしき

評價をなすよりは寧ろ之れに對し發行せる株式の額面價額を以て直接に其價格と看做すこと却て其財政一覽表を見る者をして誤信をなさしむるの恐れ尠しとす。若し會社の債權者又は出資者にして其貸借對照表を見て其表示する資産價格を正確なりと誤解するものあれば是れ彼等が無智不敏なるがためにして之を以て會社が斯く誤信せしむる様殊更に其貸借對照表を詐偽的に作成せしものなりとは云ふべからず。

從て此説の主義に於ては株式を以て買入れたる一切の資産價格は其株式の券面額を以て記帳し、唯だ之を貸借對照表に掲ぐるとき是等の資産は現金を以て買入れたるものにあらずして株式を發行し買入れたるものなることの説明を附加するなり。而して此方法は英國の現行會社法が採用する所なり。

而してまた上記の如き場合に取引が法律上違反となるを避くるため時として行はるゝ他の方法は、受入財産の價格と發行株式の金額との差額を充

たすに純然たる假定虚構の資産を以てするにあり。即ち此方法は譲受けたる製造工場に屬する總資産の價格を正しく五萬圓として記帳し、殘る貳萬圓は暖簾其他同様の或特權を取得せるものとして現はすこと次の如し。

資産の部		負債の部	
一、工場機械器具等	五〇、〇〇〇、〇〇	一、株金	七〇、〇〇〇、〇〇
一、暖簾	二〇、〇〇〇、〇〇		
合計	七〇、〇〇〇、〇〇	合計	七〇、〇〇〇、〇〇

既に述べたる如く若し實際に暖簾を譲受けたるときは之を資産中に包含せしむること不可なきも、茲に論ずる場合は買受けたる工場に屬する一切の物件及權利を包含する全財産が明かに五萬圓を價し暖簾なる資産の附加は受入財産の價格を發行株式の額面額と一致せしむるため虚構せる口

實に過ぎざるなり、從て會計上之れが不法不正たること明かなり。例へば今會社が現金五萬圓を出資せる株主に七萬圓の株式を交付し、其際貸借對照表にて所有資産額を株金額と一致せしむるため株主より受入れたる現金を七萬圓として表示するときは何人も直に之を不當として反對すべし。而して前に記述せる場合即ち其價格明かに五萬圓なる財産を讓受けて七萬圓の株式を發行したるとき、其受入財産を七萬圓として表示するは今茲に説明せし場合と其不法たること同一なるなり。

尙ほ本問題と關連して茲に論ずべきは組合又は會社の場合に於て其資本金が金錢外の財産にて出資せらるゝとき之れに與ふる評價の影響にして、是れ個人商店の會計に於ては重要問題にあらざるも、組合又は會社の會計に於ては一組合員又は社員が出資する財産に不當の評價をなすの結果は他の組合員又は社員に直接損害を及ぼすが故其評價の正否は極めて重要事項と云はざるべからず。例へば今甲某なる者が單獨にて營業を開始す

るとき之れが元入れを現金と不動産とを以てするとせば、其元入資本高を知るため此不動産に正しき評價を與ふるを要すること勿論なり。然れども此場合には假令其評價が正しからざりしとするも其結果は唯だ他日評價を改めたる時最初不當に計算せる資本額を正當なる金額に改むる迄にして其實際損益には何等の影響を及ぼさず。然るに今甲乙二人の者が組合若くは會社を組織し共同營業に従事するとき、甲は現金にて壹萬圓を出資し乙は或不動産を出資し之れに壹萬圓の評價を與へたりとせば、營業開始の場合に於ける其貸借對照表は次の如し。

資産の部		負債の部	
一、現金	一〇、〇〇〇、〇〇	一、資本金	二〇、〇〇〇、〇〇
一、不動産	一〇、〇〇〇、〇〇		
合計	二〇、〇〇〇、〇〇	合計	二〇、〇〇〇、〇〇